



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「大正期」における「武官教師」(体操科担任教師)創出の試み
Author(s)	安藤, 豊
Citation	北海道大學教育學部紀要, 30, 45-72
Issue Date	1977-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29163
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_P45-72.pdf



「大正期」における「武官教師」¹⁾ (体操科担任教員) 創出の試み

安 藤 豊

On Establishment of “Military Teacher” (as Athletic Teacher) in the Period of “Taishō”

Yutaka ANDO

1

戦前日本において、いわゆる「軍の教育要求」とは、何か特別の学力形成上の要求ではなく、「軍人精神」の基礎としての「忠君愛国」イデオロギーの涵養と「軍紀」の基礎としての「服従への歓喜」を養成することとに要約されよう。兵種や階級によって必要度の差はあるが、組織された戦闘集団を形成するという限りでは、城丸章夫氏が指摘するように「……フランス革命以来の近代の軍隊は、取りたてて、『軍隊用』の学力を必要としないというところに特徴がある」²⁾のである。だからこそ徴兵に際してのいわゆる「選兵基準」において「体格」が第一義的意味を持ちつづけて来たのである。

この軍にとって、最も必要な兵士としての素質たる体位の向上と服従の養成は、学校教育にあっては「体操科」を中心として行なわれることになる。ちなみに、体操科は軍とのかかわりが深い。ドイツにおける学校体操の成立は、軍人の手によるものだったし、イギリス民衆学校における体操は退役軍人によって指導されていた³⁾。小論では、かかる意味で、軍が最も注目した体操科のあり方とその教員養成のあり方に対する軍の要求を中心として論及する。

体操科のあり方に対する軍の要求は、日露戦後の軍制改革後、森有礼以来課せられていた兵式体操を軍事教練として意味あらしめることを目的として提起され、この要求は、いわゆる総力戦段階においては、まるごと軍の教練体系に組み入れようとする衝動をさえ生起させ、それを実現させるに至る。

こうした体操科に対する要求は当然にもその教員養成に対する要求を伴った。軍は当初、退役軍人の救済手段として学校における兵式体操教員として、彼等を学校に送り込もうとした。しかし、「大正期」に至っては、そのことは決して単なる救済手段ではなく、学校教育を軍隊教育に直結させる連繫者として、積極的意義付けがおこなわれるのである。そこで小論では、公的機関における体操教員養成の沿革にも言及し、そこにおける体操教員養成の問題にもふれながら、教員検定制度にもとづく「武官」の教員登用制度、及び「大正期」における「武官教師」創出の試みを中心として、軍の教育要求とその実現過程について素描する。

1) 陸軍歩兵中尉加藤一平『米国普通学校ノ軍事教育ノ実況及日本ノ学校ニ於ケル軍事教育ニ対スル私見(承前)』『偕行社記事』(第503号、大正5年6月5日)で、加藤が、日本の学校における軍事教育を述べる際、「文官教師」と区別して使用した用語。

- 2) 城丸章夫『軍隊の要求と学力』、『季刊国民教育』第27号、1976、労働旬報社。
 3) 梅根悟監修『世界教育史大系』31『体育史』p. 11, p. 160 以下。1975、講談社。

2

戦前日本における体操科教員の養成は、1878(明治11)年に創設された「体操伝習所」¹⁾にはじまる。同所は、備い教師ジョージ・E・リーランド、坪井玄道を中心として体育教授法の普及に努め、1886(明治19)年までに、総数235名の「伝習員」を養成し、各府県に配置した。彼らは、師範学校を中心に、伝達講習会、民間体育会の組織化など体育の普及と初等教員養成に一定の成果をあげた³⁾。

1881(明治14)年、リーランド帰国の前後から同所の性格は変化する⁴⁾。つまり、体育教員の養成を体操の技術取得にのみ矮少化し、さらに、兵式体操がとり入れられた⁵⁾。これによって、学校体育は、その出発点から、貧困な教員養成制度と統一を欠く教科内容を内包するに至った。

次に指摘しておかなければならないのは、1885(明治18)年文部省達13号「府県立学校の兵式体操及軽体操に関する件」⁶⁾についてである。同達は、「……体育ノ改良就中兵式体操実施方準備ノ為メ……兵式体操及軽体操ノ教員タルヘキ者ヲ教養シ……府県立学校ノ体操教員タラシム」ことを目的とし、「陸軍歩兵下士ニシテ常備現役ヲ離レ一箇年以内ノ者」25名を「修業員」(第二条)として召募し、本官たる下士官としての職務上の理由のほかは三年の奉職義務を課し体操教員として各府県に配置しようとするものであった。この措置は、1883(明治16)年に改正された徴兵令に元老院における九鬼隆一ら⁷⁾の強い主張で、その第二章、第十二条「現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状正ナル者及ヒ官立学校(小学校ヲ除ク)ノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ、其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ」⁸⁾と規定されたためにとられたものである。文部省は、これら諸学校の歩兵操練科の内容を規定するため、歩兵大尉倉山唯永(戸山学校)を文部省御用係兼伝習所勤務とし、翌年から官公立学校において演習すべき歩兵操練科の程度、実施の方法などを調査せしめその復申にもとづき⁹⁾、達13号にあるような体操教員の養成に着手したのである¹⁰⁾。こうして、いわゆる「武官教師」が創出され、官公立諸学校に配置されたのである。体育教師の武官依存という構造は、こうして出発したのである。

唯一の体育教員養成機関として曲りなりにも機能していた「体操伝習所」は、1885(明治18)年3月をもって東京師範学校の附属となり、翌1886年に「多クノ卒業生ヲ出シ全国諸学校ニ体操科教員供給略十分ニシテ概ネ当初設立ノ目的ヲ達シタルヲ得」¹¹⁾たとして、廃止された。同年養成期間1年の体操専修科が東京師範学校に開設されたが¹²⁾、それ以降体育教員養成は途絶え、1899(明治32)年体操専修科が再び開設されるまで十年以上にわたって、事実上公立の養成機関は存在しないこととなった。そして、この制度的空白を補填したのが、教員検定制にもとづく軍人経験者の体育教員登用制度であった¹³⁾。

中等教員検定制度は、1884(明治17)年、文部省達第8号「中学校師範学校教員免許規程」¹⁴⁾によって中等教員資格制度に導入された。これは、「学制」第四十一章に規定された「大学免状」つまり卒業証書をもって中等教員資格とする規定に加えて、検定によって免許を与え、中等教員需要に応えようとするものであった。検定は、「品行学力」(第1条)について行なわれ、品行は、「学校教員品行検定規則」(明治14年)にもとづいて、学力は、「……左ノ一学科若クハ数学科ニ就イテ」(第二条)行なわれ、次のように学科が指定された。

修身, 和文, 漢文, 英語, 仏語, 独語, 算術, 代数……測量, 天文, 生理, 植物, ……図画, 唱歌, 体操, 農業, 工業 (同第二条)

さらに「規則」は、直接検定を原則としつつも無試験検定方式をも制度化した¹⁵⁾。

つづいて、初代文部大臣森有礼のもとで、1886(明治19)年「尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許規則」¹⁶⁾が定められ、免許状の取得方式について、教員養成方式と教員検定方式が制度化され¹⁷⁾、「……体操専修科卒業生ニハ体操ノ教員免許ヲ授与ス」(第二条)とされた。次で、1892(明治25)年、「検定を出願する者の中に、間々学科の区分等を誤解し其範圍外に亘り出願する者がある」¹⁸⁾という理由で、教員検定課長から「学科の区分に関する通牒」が出された。この通牒で、体操科は、「……受験人ノ望ニ由リ兵式体操、普通体操ノ各科ニ分チテ試験ヲ受クルコトヲ得」¹⁹⁾とされ、これによって軍人経験者の無試験登用制度の条件が形成された。

1894(明治27)年「尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許検定ニ関シ規定スルコト左ノ如シ」(文部省令第八号²¹⁾)が定められ、無試験検定の出願資格に改正が施された。即ちその第4条において、「左ニ掲クル者ニ限り学力ノ試験ヲ須キスシテ検定ヲ行フ」とし、「元体操伝習所卒業生ハ普通体操ニ関シ陸軍教導団卒業生ハ兵式体操ニ関シ第一項ニ依ルコトヲ得」とされた。ここで第一項とは、「高等ノ官立学校ニ於テ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル卒業生」という規定である。

こうして、軍人経験者の体育教員の直接登用制度が制度化されたのである。この規定は、1900年(明治33)年、中等教員資格を勅令段階で法制化した「教員免許令」²²⁾(勅令134号)を受けて定められた「教員検定に関する規程」²³⁾(文部省令第10号)において、さらに拡大された。つまり、同規程第2条において「検定ヲ為スヘキ学科目ハ、……体操ハ、普通体操、兵式体操ノ二部ニ分チテ検定ヲ出願スルコトヲ得……」と、体操が省令段階で2部に分かたれ、さらに第五条無試験検定受験資格の規定の但書において次のように規定された。

左ニ掲クル者ハ体操ニ関シ前項第一号ニ準スルコトヲ得

- 一. 陸軍歩兵科士官
- 二. 元陸軍教導団歩兵科卒業生
- 三. 陸軍歩兵科下士官任官後満四年以上現役ニ服シタル者
- 四. 私立日本体育会体操学校本科優等卒業生

とされたのである。

ここでは、「士官」・「下士官」が、同条第一項に規定されている「文部大臣ノ指定シタル官立学校²⁴⁾ノ卒業生及選科修了生」と同等に扱われている。さらに、この但書の規定では、退役した者と明記していないから現役武官に対しても教員登用の道を開いたものと評価し得るのである。

こうして登用された「武官教師」は表-1にみる如く、検定の時点だけでも50%を雄に越す比率を示すに至る。この比率は、1899(明治32)年文部省令第43号によって定められた無資格教員の任用²⁵⁾を含めて考えるならばもっと高いものになるであろう。

こうして、1895(明治28)年以来つづけられてた軍人経験者の教員登用制度は、貧困な教員養成制度を決定づけたばかりでなく、体育教師の地位、教科内容の貧困をもたらした。そのことの意味について考察しておこう。

第1に、直接登用された「武官教師」の教職者としての水準を「官立学校」と比較してみ

表-1

種 別 年 次	体操科検定試験合格者数（ ）内は受験者数							
	兵 式 体 操			普 通 体 操			合 計	軍人比率 (%)
	試験合格者	無試験合格者	計	試験合格者	無試験合格者	計		
1895 (明28)	8 (17)	33 (41)	41	5 (19)	1 (13)	6	47	70.2
1896 (29)	6 (39)	53 (54)	59	10 (48)	4 (10)	14	73	72.6
1897 (30)	9 (25)	85 (89)	94	14 (30)	24 (24)	38	132	64.4
1898 (31)	18 (41)	45 (47)	63	10 (46)	23 (23)	33	96	46.9
1899 (32)	15 (60)	70 (86)	85	24 (57)	42 (43)	66	151	46.4
1900 (33)	21 (31)	229 (243)	250	15 (25)	2 (8)*1	17	267	85.7
1901 (34)	0 (0)	40 (40)	40	14 (115)	20 (21)*2	34	74	54.1
	体 操 ¹⁾			注)				
1902 (明35)	20 (88)	16 (17)	36	1) 明治34年「教育免許に関する規程中」改正 によって、兵式体操、普通体操を一本化				
1903 (36)	18 (143)	79 (85)	97	2) *1, *2, 明治33年には表中以外に「体操」で				
1904 (37)	22 (100)	75 (80)	97	1名、明治34年には、試験合格者14(115),				
1905 (38)	20 (128)	114 (120)	134	無試験合格者20(21)を出している。作表の				
1906 (39)	16 (200)	178 (187)	194	関係で記入しなかった。				
1907 (40)	23 (149)	42 (113)	65	3) 「文部省年報」第24～42年報より作成				
1908 (41)	21 (201)	66 (80)	87					
1909 (42)	19 (109)	75 (94)	94					
1910 (43)	18 (107)	1 (3)	19					
1911 (44)	13 (95)	2 (3)	15					
1912 (45)	10 (99)	25 (31)	35					
1913 (大 2)	7 (104)	13 (18)	20					

よう。

まず、「師範教育令」で、尋常師範学校、中学校、高等女学校の教員養成学校と位置づけられた高等師範学校の教育課程を見てみよう。

予 科		倫理、国語、漢文、英語、論理学、数学、音楽、体操
本 科	第一学年	倫理、教育学、心理学、国語、漢文、英語(又は独語)、歴史、哲学、言語学、生物学、生理学、体操
	第二学年	倫理、教育学、哲学、地理、歴史、法制、経済、英語、生物学、体操
第三学年		倫理、教育学、心理学、数学、物理学、化学、哲学、英語、図書、手工体操
第四学年		倫理、教育学、心理学、植物学、動物学、鉱物学、地学、農学、哲学、英語、図画、体操

1) 明治33年「高等師範学校規則」より作成、本科各学年には他に「随意科目」が、また、研究科も設置されているが省く。

2) 「創立六十年」p. 57~p. 58より作成。

つぎに、1899 (明治 32 年) の「陸軍各兵科下士上等兵教育教令」による「普通学」²⁶⁾ を教授する下士特別教育の内容を見る。

(1) 普通科 (第九号表)

科 目	教 育 程 度
漢 文	教程ニ依リ意義ノ解釈文字ノ用法ヲ詳カニシ以テ属文要則ヲ知ラシメ文題ニ応シテ容易ニ時文ヲ読ミ且ツ草シ得ルニ至ラシムルヲ度トス
数 学	筆算 既習ノ程度ニ応シ更ニ拡充補充セシム 珠算 加減乗除
地 理	教程ニ依リ本邦及隣邦地理ノ大要ニ通セシム
歴 史	教程ニ依リ日本歴史ノ大要ニ通セシム

(2) 選科 (第十一号表其一)

国 漢 文	教程ニ依リ第九号表ノ程度ヲ拡充ス
公 文 式	上申ノ伺、願、届、稟申、申請、照会、回答等請文書
制 度 学	主要ナル官庁ノ官制及地方諸制度ノ大要
簿 記 学	官用及商業簿記ノ単記及複記法

- 1) 選科は、普通学を修了した者、服役 5 年以上の下士に課せられた。
- 2) 一見して判るように、「陸軍下士文官採用規則」による文官採用を容易ならしめるため課せられたものである (第 7 条)。

この下士官の教育内容を、1900 (明治 33) 年の「小学校令施行規則」²⁷⁾ の高等小学校教科と比較するとほぼ同程度のものと考えられる。(「漢文」は中学校段階で規定されている。) また、1896 (明治 29) 年に定められた「尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許規則」以来、検定試験には受験科目の教授法が併せて試されることとなったが、こうした教職教養の取得も下士の場合は不必要とされたと言える。

こうした低い水準の学力と教職的教養の欠如したままでの体育教員が創り出された結果として体育教員全体が低レベルにおしとどめられたのである。明治後年、日本にスウェーデン体操を導入し、また体育行政の整備に努力のあった永井道明は次のように述べている。

「……軍人の教師などはシッカリ遣る積りではあらうけれども軍隊と学校との異なる所などに気が付かず、又其活用の才がないので、或は無理にやろうとしたり或は一寸やって出来ないものだから学校程度の教練は斯んなものかなどと思って自暴自棄して居るといふやうな事を見るやうである。」²⁸⁾

無試験検定による直接登用制度は、1901 (明治 34) 年「教員検定ニ関スル規程中左ノ通改正ス」²⁹⁾ によって、間接登用制に切り変えられる。即ち、「規程改正」は、第二条において、「規程」(明治 33 年) で「普通体操、兵式体操ノ二部」に分けて検定学科目に規定していた体操科の受験科目を一本化し「体操」とし、「規程」(明治 33 年) 第五条但書を第十条に独立させて規定し「左ニ掲クル者ニシテ体操科ノ試験検定ヲ出願シタルトキハ兵式体操ノ部分ヲ省ク

陸軍歩兵科士官，二 陸軍歩兵科下士任官後満四年以上現役ニ服シタル者」とし，軍人経験者が，兵式体操担任教師として無条件で登用される道を閉ざし，普通体操，教授法を併せて検定することになった。また「規程」第五条但書第四項に掲げられていた「私立日本体育会体操学校本科優等生卒業生」は，同条第一項「文部大臣ノ指定シタル官立学校」の「官立」が「規程改正」で省略され，従前の指定学校が官立学校に限定されることがなくなったことに伴って，1903（明治36）年私立学校では最初に指定学校に指定された³⁰⁾。この体操教員資格取得方式の転換の意味について，一，二指摘しておこう。

第1に，「規程」（明治33年）における第五条第一項に準用するという規定をはずし第十条（「規程改正」）に独立して規定したことは，第一項における官立学校とは学力水準，教職教養の点においてレベルが違うことを明らかにしたものであろう。

第2に，検定学科目の統廃合が，各科に涉って行なわれており，体操科もこの例外ではあり得なかった。

表—2 体操伝習所，東京高等師範学校体操専修科卒業生数

名称（ ）内は開設年	年 次	卒業者数	内 訳
体操伝習所 （明治11年）	明治19年 未総計	275	体操修業員26名，伝習員162名，別課伝習員87名
体操専修科 （明治19年）	明治20年	22	
体操専修科 （明治32年）	明治34年	22	官費
修身体操専修科 （明治35年）	明治38年	15	官費
文科兼修体操専修科 （明治39年）	明治42年	35	官費，専修6名，国語・漢文兼修13名，地理歴史兼修7名，英語兼修9名
文科兼修体操専修科 （明治40年）	明治44年	16	国語・漢文兼修5名，英語兼修7名，地理歴史兼修4名
文科兼修体操専修科 （明治42年）	大正2年	18	国語・漢文兼修7名，英語兼修4名，地理歴史7名
文科兼修体操専修科 （明治44年）	大正4年	12	国語・漢文兼修4名，英語兼修4名，地理歴史4名
体操専修科 （大正2年）	大正5年	37	体操14名，柔道13名，剣道10名
体操専修科 （大正3年）	大正6年	39	体操21名，柔道11名，剣道7名
体操専修科 （ ? ）	大正7年	6	体操1名，柔道1名，剣道4名
体育科 （大正4年入学）	大正8年	23	甲組（体操）13名，乙組（柔道）4名，丙組（剣道）6名

注)

- 1) 体操伝習所卒業生総数は，「発達史」第2巻 p. 317
- 2) その他は，大正3年，4年，8年，10年，各年度の「東京高等師範学校一覧」，同校「創立六十年」より作成

第3に、明治19年以来開設されて来なかった高等師範学校の体操専修科が、専修生数は少ないが、開設され、普通体操、兵式体操、柔道、撃剣、倫理学、教育学、国語、英語、漢文、唱歌科(以上三科目随意科目)が課せられた。以降体操専修科は、「……体育科教師としての人格養成に重きを置き……」³¹⁾ 文科学科の教授を拡大しつつ官立の体育教員養成機関として再出発している(表-2 参照)。

このように、体育教師の質的向上をめざして免許法制が整備されたことが推量される。明治後年いわゆる学校体操整理統一問題の処理をめぐる文部省と陸軍省が対立するが、陸軍省側が、体操教員の養成が貧弱な現状から軍人による補充が便利であるとし教員検定基準の改正を要求したのに対し文部大臣回答が示したところは、この間の事情を明らかにしている³²⁾。

「……固ヨリ満期下士ニシテ学校体操ヲ教授スルニ足ル相当ノ素養アルハ現行規程ニヨリ実行致来候通リ之ヲ教員ニ補任スルハ何等差支ナキモ相当素養ナキモノニ在リテハ特ニ学校教員タルニ必要ナル知識ヲ与ヘタルニアラザレバ之ヲ教員トシ採用スルコト困難……先年体操免許状ヲ普通体操兵式体操ノ二種ニ区別セル時代ニ在リテハ下士ノ資格アル者ニ対シ兵式体操ノ免許状ヲ授与シ直ニ之ヲ資格アル教員ニ採用シタルコト有之候ヘ共爾後学科ノ統一ヲ計ル為メ……二種ニ分チ授与セザルコト、セル自然ノ結果下士資格アル者ニ対シ直ニ……免許状ヲ授与スル能ハザルコト、相成候……」

そして、この軍人経験者の間接登用制度が再び直接登用制度になるのは、1932(昭和7)年「師範学校中学校高等女学校教員検定規程」である。しかし、「教員免許令」第二条但書に基づく無資格教員任用は続けられた³³⁾。

- 1) 文部省達第5号「発達史」第1巻, p. 715。
- 2) 「発達史」第2巻, p. 317。
- 3) 加賀秀雄『日本における上からの学校体育と民衆不在のスポーツ』, 梅根悟編『世界教育史大系』31「体育史」p. 208。
- 4) この性格変化には、徴兵令改正をめぐる元老院の論議があった。徴兵令中に、学校教練を受けたものを1年帰休兵にするという規定を挿入するか否をめぐる、陸軍戸山学校系の体操観とリーランド体操とが対立した。この点については、塩入 隆『徴兵令改正と教育——学校に於ける兵式体操をめぐる——』「国学院雑誌」1961年7月号参照。また、木下秀明氏は「日本体育史序説」(1971年、不昧堂)で、体育の理論的研究を重視してきたこれまでの伝習所が、「伝習員規則」を定め、半年間の速成教育に切替え体操の技術のみを伝達するようにしたのは「体操さえ実施すれば体育は実現される」というせまい体育「認識」(p. 102)を成立させたと批判している。
- 5) 『(t) 体操伝習所年鑑』今村嘉雄「日本体育史」p. 142。1951年、金子書房。
- 6) 「発達史」第2巻, p. 462 以下。
- 7) 政府提出原案では、「現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ」であったが、九鬼隆一、津田真道、西 周等が本文にあるような一条を設けるように強く主張。元老院は、政府原案通り可決したが、公布された徴兵令では、本文のように規定されていた。(塩入 隆前掲論文)
- 8) 「法令全書」明治16年12月。
- 9) 今村前掲書, p. 135。尚、この時まとめられた内容は、生兵学、柔軟演習、号令、中隊学解説である。
- 10) 大江志乃夫氏は、「国民教育と軍隊」(1974年、新日本出版社) p. 97で、この達13号を森有礼の師範教育改革との関連で評価されているが事実とはちがう。
- 11) 東京文理科大学・東京高等師範学校編「創立六十年」p. 226。とは言え、学校数・児童・生徒数の遂年の増加は、体育教員の不足を招来させる。
- 12) 「官報」第847号, p. 5, 明治19年5月1日。
- 13) 加賀前掲書, p. 209。

尚、1893(明治26)年、私立の体育教員養成機関として「日本体育会体操練習所」があった。卒業

生数は明らかに出来なかった。

- 14) 「法令全書」明治17年, p. 123.

尚, 初等教員資格制度に検定制度が規定されたのは, 明治14年「小学校教員免許状授与方心得」である。

- 15) 同規程第3条但書「但左ノ項ニ該当スル者ハ本文ノ例ニアラス」

- 一. 碩学ニシテ耆徳アリ修身教授ノ任ニ適スル者。
- 一. 多年教員ノ職ニ従事シ某学科教授ノ任ニ適スル者。
- 一. 某学科ノ卒業証書ヲ有シ某教授ノ任ニ適スル者。
- 一. 農業工業商業其ノ他ノ學術ニ長シ其教授ノ任ニ適スル者。

- 16) 「発達史」第3巻, p. 817~p. 822.

森のいわゆる諸学校令——「小学校令」「中学校令」「師学校令」——には教員資格については規定されておらず, 「諸学校通則」(勅令)第4条を根拠規定としたため, それにもとづく資格制度の具体化のため通則が定められた。諸学校通則は, 前年明治18年に再改正された「教育令」第25条を引き続き, 教員資格の基本形態を免許資格とした。

- 17) 同規則は, 第一条において, 免許状取得方式として「……高等師範学校卒業生及丁年以上ニシテ文部省ノ検定ヲ経タルモノ」とし第2条で高等師範学校, 女子高等師範学校, 体操専修科卒業生には検定を経ないで免許状を与えると規定した。尚, 同規則には, 学科の区分が指定されていないから, 明治17年の「規程」によったと考えられる。

- 18) 「発達史」第3巻, p. 821.

- 19) 「発達史」第3巻, p. 822.

- 20) 「発達史」第3巻, p. 830.

- 21) 明治25年に「尋常師範学校教員免許規則」が定められ, 明治19年「規則」と二本立ての資格制度になったため, 井上毅文相は, これを一本化し, また, ようやく就学率を増してきた中等学校への教員供給に應えるため資格取得の簡易化もあわせて行なわせた。(山田 昇『教員養成および教員』海後宗臣編「井上毅の教育政策」p. 747-p. 755)

- 22) 「発達史」第4巻, p. 836-827.

- 23) 「発達史」第4巻, p. 838-842.

- 24) 同年6月に文部省告示第千五十三号を以て26校が指定された。この指定学校は, たとえば, 帝国大学分科大学校, 各高等学校, 高等商業学校, 札幌農学校等である。(「官報」明治33年6月1日, p. 5)

また, この規程によって, 主に公私立を対象とする「許可学校」制度も確立された。

- 25) 「発達史」第4巻, p. 838-p. 835.

- 26) 現役下士に軍事専門科目(術科, 学科)以外の, いわば一般教養科目を教授するため設けられていた。

- 27) 神田修他編「史料教育法」学陽書房, 1973年, p. 143-p. 148.

- 28) 永井道明『体操教育の過去及将来』「帝国教育」第325号, 明治42年8月10日。永井は, 中学校長会で, 次のようにも指摘している。「……即ち, 体操教員が円満なる性情と人柄とを具へて居らないではないかと云ふことに必ずお気が着くと思ひます。……其点から見て体操教員の如きは最も諸君に指導誘掖等を望むものであります。……どうぞ並々の教員として是を生徒に接しさせる。……種々改造して先ず第一に親切に其体操教師を指導誘掖なさらんことを希望するのであります。」(『中学校に於ける体操, 遊戯撃剣及柔道』「帝国教育」第328号, 明治42年11月)

- 29) 「発達史」第4巻, p. 842-p. 844.

- 30) 「官報」明治36年2月28日, p. 345-p. 346。尚, この時指定されたのは, 日本体育会体操学校と学習院高等科以外は全部官立学校であった。

- 31) 「創立六十年」p. 228-p. 229。同上

- 32) 永井道明「余が六十八年間の体育的生活と感想」『師範大学講座・体育』第五巻, p. 34-p. 36。(能勢修一「伝習所を中心とした明治体育史の研究」p. 392-p. 393より重引, 私家本, 昭和43年。)

- 33) 「教育免許令」は敗戦まで機能した。

3

これまで述べて来た教員資格検定制度にもとづく軍人経験者の任用は、「兵式体操」実施のための文部省側の必要性も働いた結果であったが¹⁾、日露戦争とそれにもとづく軍制改革の結果²⁾今度は軍の側からの積極的な軍人経験者登用の要求が出されるに至る。日露戦後軍制改革の重要点の一つは、陸軍大臣楠瀬幸彦が「……帝国の陸軍は戦時所要の兵力を平時に常備することなく、其の戦時編制の兵員は在郷軍人を以て大部を充足するを以て建軍の趣旨と為す。」³⁾と述べたように、戦時動員可能兵力量を著増させ、予備兵、後備兵などの在郷兵を戦時における主力戦闘部隊に位置づけた点にある。そしてこの戦時大動員体制を維持するために、軍は、「良兵は即ち良民」⁴⁾であり、「軍隊教育は国民教育の完成」⁵⁾であるとし、軍みずからの手で、帝国在郷軍人会、地方青年会等に見られるように国民の組織化に乗り出すに至ったのである。

この「軍隊教育ト国民教育トノ連繫」⁶⁾のために軍は教師に対する六週間現役兵教育の強化、さらに、退役軍人救済の意図もあって軍人出身者の教員登用を要求するに至る。

いわゆる「六週間現役兵制度」は、1889(明治22)年、徴兵令第十一条改定によって定められたものである。明治32年監軍部訓令第3号はその位置づけ、目的について次のように各歩兵連隊長に訓令している。

「……臣民ヲシテ必任義務ノ精神ヲ涵養セシムルハ小学校ノ教職ニ在リ国家教育ノ職務ヲ負担スルノ任ナレハナリ然ラハ則チ之カ教育ニ任スル者ハ先ツ自ラ其精神ヲ養ヒ軍隊勤務ノ梗概ヲ学ハサルヘカラス故ニ此教育ハ隊伍ノ運動武器ノ使用及行軍ノ概略ヲ授ケ軍隊精神ヲ養成シ軍紀ニ慣習セシムルヲ以テ目的トス……」⁷⁾

日露戦後、「六週間現役兵制度」の上記監軍部訓令にみられるような性格は基本的には変化していないが、その役割の向上を軍は求める。すなわち、教師をして「国家教育主要ノ機関手ニシテ、我カ国民ヲ教育スヘキ一大階級ノ一員ナリ」⁸⁾として、「……国民ヲ国家的ニ練成スヘキ一大組織ノ機関手」⁹⁾たる将校と「協力提携」¹⁰⁾することを要求し、「素来ノ如ク最モ感化セラレ易キ時期」¹¹⁾にある児童に「軍事思想ヲ注入」¹²⁾すべき事を要求したばかりでなく、在郷軍人会と地方青年会との「連鎖者」としての位置づけと役割を担わせ¹³⁾、壮丁入営準備教育の際「学科」(典範令教育、精神教育)教官として利用するべき事とされ、国民軍役ではあるが在郷軍人会に編入された。この国民への軍事思想の注入にはまた、「……国民を指導するといふ……職務」¹⁴⁾たるべき将校をはじめとする軍人経験者に多くの期待が寄せられたのはいわば当然であった。帝国軍人後援会理事加藤政之助はそのことについて次のように要望している。

「諸君(在郷陸海軍将校—引用者)にして一思を我国未来の危機に及ぼし、奮然として奉公の義務心を喚起し、其住居地付近の中小学校等に通勤し、……講話を為すに決意せば、今日国家の大患たる青年社会に於ける、忠君、愛国、尚武、殉難の気象を発揮して、教育上の欠陥を補填すること蓋し難きにあらざるべし……故に陸海軍両省当局者交渉の上更に文部当局者と合議し、陸海軍両省は各其部下在郷の将校に訓令して、此義務に服せしめ文部省亦各学校に訓令して其設備を為さしむることとせば、一令の下直に全国幾万の学校に於て、同時に継続に其講話を開くことを得べし……」¹⁶⁾

ところで、軍が教育に要求したものは「国家思想の陶冶練成」¹⁷⁾もさることながら、軍紀の要素たる「絶対服従ヲ甘受スル第二天性」¹⁸⁾の涵養にあった¹⁹⁾。そのために軍は、兵としての

基礎的条件たる国民体位向上の要求とも相俟って、学校における体操科—とくに学校教練—を重視した。そのことは、先述した「国民教育者必携 帝国陸軍」において体育に関してのみ「第七章 現今我国ニ於ケル体育ノ状態」という章を設け、諸外国の事例を紹介した後、小学校における体操教育の方法を「体操教育ノ目的」「体操教育法ノ要旨」「徒手体操実施ニ関スル注意事項」「機械体操」²⁰⁾などの項を立てて具体的に指示していることから明らかであろう。また田中義一は、1915(大正4)年のいわゆる第一次青年団訓令に関して触れた論文の中で軍の教育に対する要求を次のように要約している。

「……青年の精神的方面は勿論、第一に體格を健全にし、意気の剛健なる、勤勞を辭せざる、将来有望の国民たらしむることは、国民教育の最大の義務である。」²¹⁾(傍点引用者)。

この体操科をめぐる軍の要求は、すでに、1907(明治40)年、学校体操統一問題解決のための文部・陸軍両省の「共同調査会」において陸軍側から、学校体操を兵式体操で統一すべきこと、軍人経験者に対する体操教師直接登用制度を復活するべきことについて提出されていた²²⁾。

ここで学校体操統一問題の経過について若干触れておく。1913(大正2)年、いわゆる「体操教授要目」が訓令された際、1909(明治42)年以来この要目作成の中心にあった永井道明は、この経過について、次のように要約している。

これまで体操といえば、リーランド体操を坪井玄道がその一部を伝えた「普通体操」だけであったが「……明治三十六七年頃より井口、川瀬、坪井諸氏の帰朝と共に瑞典体操等入り来り茲に初めて調査選択の必要起り其結果は三十八年取調委員(体操遊戲取調委員会—引用者—)の報告を見るに至り之が為めに同科研究に一段の進歩を促したりと雖も、他方に於ては、同科に対する知識の程度甚だ幼稚なりし我国の教育者をして、其帰着する所に迷わしめ、實際上不統一なる結果を生ずるに至れり。之と同時に文部省は陸軍省より学校体操は全然陸軍の体操に抛らしむべし云々の交渉を受くるあり、遂に文部当局は委員を設けて、学校体操の統一を企図するに至れり。……遂に四ヶ年の長き星霜を経過し、今回漸く……世上に発表することとなり。」²³⁾ こうした経過を辿って、共同調査委員会は、すでに体操遊戲取調委員会報告でも示された方針であったが、スウェーデン式体操を基礎として学校体操を統一し、従来の兵式体操・普通体操の区分を廃し、普通体操における準備運動とされていた集合隊列運動と兵式体操を合せて「教練」と括り、これを歩兵操典に準拠せしめるという方針²⁴⁾にもとづき1913(大正2)年1月28日「学校体操教授要目」としてまとめ発表した。

この共同調査委員会に於ては軍が提出していた要求は結果的には拒否された。第1に、「体操教範」に基づく学校体操の統一問題は文部省側の意見でまとまるわけであるが、その間の経過は、スウェーデン式体操を重視する文部省側委員の意見と陸軍側の意見が平行対立し、文部側が陸軍側の意見を拒否したということではないように思われる。と言うのは、この「体操教授要目」と同年に発布された「軍隊教育令」の解説の中で、陸軍省教育總監部本部長本郷房太郎は次のように述べて、陸軍においてもスウェーデン体操を採用しつつあることを認めているからである。

「尚又体力の上に於きましても……軍部以外の教育で、一層体育に重きを置き、立派な体格の青年を作り上げる様になりましたならば、国軍の戦闘力は益々増加さるる訳で、此の点に就きましては、軍部当局と文部の当局と互に交渉しまして、諸外国特に瑞典辺りの体操教育上に於ける特長を採り、五体の鍛錬と共に内臓

の発達を促す様、又年齢に応じて適当な運動を規正する様改善を図りつつあります……。」²⁵⁾ (傍点引用者)

さらにこの陸軍は、1916 (大正 5) 年 2 月「国軍ノ現況ト軌近ニ於ケル体育ノ進歩トニ鑑ミ」「最近ニ於ケル体育ノ方法ヲ適切ニ応用シ」「国民体操トノ連繫ヲ密接」²⁶⁾ なさしめるため「体操教範改正草案」を頒布し、これにもとづいて 1918 (大正 7) 年改定「体操教範」²⁷⁾ を制定し、ここに、スウェーデン体操を採用するに至ったのである。したがって、この問題に関しては、陸軍側が永井道明等文部省側委員の説得に従ったと考えるべきであろう。この点について、永井道明は後に次のように述べている。

「明治四十二年頃は、其相談 (体操教範で学校体操を統一するという一引用者一) 盛んに進行せる際であった。尨が、余の想像は誤らず、賢明なる陸軍の人々は明治四十四年頃からして着々瑞典式体操の調査を初め、外国に取調員を派遣するに至った。

其の結果、愈々瑞典式体操がよいと認められ、夫れによって案を立てて数年間試みられたものが、体操教範草案である。其の経験の結果、更に修正が加えられて、愈々改正体操教範として、各軍隊斉しく実施せらるることと成ったのである。……」²⁸⁾

こうして制定された「体操教授要目」において「教練」²⁹⁾ は表-3 のように定められた。これを従前の 1902 (明治 35) 年「中学校教授要目」³⁰⁾ 中の「体操」と比較してみれば内容的に系統だてられてはいるが程度においてはほぼ同一であると考えられる。

表-3 「兵式体操」と「教練」の比較

学年	明治 35 年「中学校教授要目」 ¹⁾	大正 2 年「体操教授要目」 ²⁾
第一学年	徒手柔軟体操, 徒手各個教練, 徒手小隊教練	氣ヲ付ケ, 休メ, 集マレ, 解カレ, 番号, 整頓, 左 (右) 向, 半右 (左) 向, 廻ハレ右 (左), 行進, 停止, 足踏, 行進間廻ハレ右 (左), 駈歩, 方向ヲ換ヘ, 伍ノ重複及分解, 側面從隊ヨリ横隊, 間隔及距離開閉
第二学年	徒手柔軟体操, 徒手各個教練, 徒手小隊教練, 徒手中隊教練	徒手小隊教練
第三学年	徒手柔軟体操, 徒手各個教練, 徒手小隊教練, 徒手中隊教練, 器械体操, 号令演習	徒手中隊教練, 執銃各個教練, 執銃小隊教練
第四学年	柔軟体操, 各個教練, 小隊教練, 中隊教練, 器械体操, 号令演習	執銃中隊教練 幹部演習*
「注意」	「1. 体操教授時間において運動を行うこと能わざるときは、遊戲の方法を説明し、其の他体育に関する講話をなし、又は、軍事学の大意を授くべし。」	「1. 射撃, 散開, 突撃等ノ事ハ歩兵操典ニ明記セルヲ以テ別ニ之ヲ示サズ」 ³⁾

1) 「発達史」第 4 巻, p. 266-p. 268.

2) 井上一男「学校体育制度史」p. 301. 教材配当例示より。但し、* は、本文たる「体操科教材」に入っていない。

3) 同前書, p. 291. 「体操科教材」の (注意) より。

(補註)

木下秀明氏は、季刊『現代史』第8号『学校教練と青年訓練——『偕行社記事』を中心に——』において教練について次のように評価されている。「……教練の記述が体操の詳細綿密な記述に比して著しく粗略だったこと、および兵式体操時代に課されていた『軍事学ノ大意』を中学校から削除したことからみて、一年志願兵予備教育という中学校教練の役割はむしろ弱体化されたことになる。」また、別の論文でも「むしろ、この要目の記載形式からみると、教練は従来に比していちじるしく軽視されたといえる。」と評価されている。(『軍隊教育と国民教育のかかわり』季刊『平和教育』第3号。)

つまり木下氏は、第1に要目の記載形式、第2に、教授内容いづれにおいても「兵式体操」より「教練」の方が、軍事教練としての意味を後退させていると評価されるわけであるが、ここで上記2点について検討してみよう。

第1に、大正2年要目において「体操」として括られた部分は、11種類の諸運動と、そのそれぞれの始の姿勢、号令とそれにもとづく動作をこと細く規定しているが、そのこととの比較で「教練」の規定の疎密を評価することは出来ない。要目には「教練ハ歩兵操典ノ定ムル所ニ準拠ス」と規定してあるのであり、その「歩兵操典」は、要目同様に諸動作の一手一投足まで(理解しづらい文章ではあるが)規定しているのである。要目の「体操科ノ教材」の「教練」においては「気ヲ付ケ」「休メ」など集団行動の初歩的動作をやや詳しくのべ、そのあとは「歩兵操典」の中項目の羅列であるが、記載としてはそれで十分であったと解される。

第2に、教授内容について触れると、木下氏が「むしろ弱体化」と評された理由である「軍事学ノ大意」は、明治35年「中学校教授要目」の「教授上ノ注意」に表-3の最後に示しておいた様に規定されていたものであるが、この「……運動を行うこと能わざるとき」とは、たとえば、雨天の場合などを指していると解されるから、それ程重視されてはいなかったと史料されるのである。しかるに、表-3の比較で見られるように、要目の文言に限って見た場合、明治35年要目の柔軟体操、器械体操は大正2年要目の「体操」に移されて規定され、いわゆる軍事教練の部分は、両要目ともに、中隊教練(徒手、執銃、散開、の三部に分けられる)までであるから、その「程度」は変わらないこととなる。明治35年要目では準拠することを要求していないが、もしこの「程度」の違いがあるとすれば、それは「歩兵操典」の差異にもとづくことになる。明治35年の「歩兵操典」と明治42年のそれにおける「中隊教練」の最大のちがいは、明治42年のそれが、「散開」形態を重視している点である。したがって、少なくとも「いちじるしく軽視」されていないことだけは確かである。ちなみに、「歩兵操典」に「準拠」すべきことが要求されたのは、大正2年要目が初めてであるから軍隊教育との一貫性が整備されたという限りでは、「強化」されたと評することも出来よう。

また、この交渉の陸軍にとっての不首尾が、のちの学校教練に対する軍の不満の原因の一つであると考えられるのも直ちに同意しかねる。軍は学校体操・学校教練について、その法規レベルでの教育内容についてはとりたてて批判の対象とはしていないように思われる。軍が最も不満を表したのは、小論でも後に触れるように、体操科教授が諸法規通り実践されていない点であり、そのために、教員養成、体育施設の充実などを要求するに至るのではなからうか。

第2に、軍人経験者の体操教員登用の要求は、先に触れたように実現しなかった。このことの背景には、先述したような教員免許制度の整備とともに、文部省側の公的養成機関設立の意向もあった。それは、「体操遊戯取調報告」³¹⁾に示されている。すなわち、同報告「十七 国立体育研究所ニ関スル件」では、体育科が、上級の学校に至るに従って益々低下しているのは、「是レ畢竟教員其ノ人ヲ得サルノ致ス所ナリ」と述べ、「……適當ナル者ヲ得ガタキ所以ノモノハ……教員養成法ノ姑息ナルニ職由セズンバアラズ」とその原因を求め、「優良ナル体操教員ヲ得」るためには「独立ノ養成所ヲ設置」することが必要で、また「体育ノ現状ヲ考フレバ之ニ関スル諸般ノ事項……ヲ調査」することも必要であるから、「教員養成ト共ニ是等ノ問題ヲ研究スル為メ国立ノ体育研究所ヲ設」けるべきであるとし、そこで中学校卒業以上の者を入学させ約二年半で修業させるのが適当であると報告している。

こうして陸軍・文部両省「共同調査会」において、文部側委員が、体操教員養成には特別

表一4 官公私立学校・養成所出身者及講習会修了者に対し体操教員免許を授与した者の数(大正9年~大正13年)

学校養成所講習会別	科目別	大正9年	10年	11年	12年	13年	計
東京高等師範学校(体育科)	体 操	—	—	16	2	11	29
	柔 術	—	—	6	2	7	15
	撃 剣	—	—	6	4	5	15
	体操・柔術	—	—	3	2	6	11
	体操・撃剣	—	—	3	8	4	15
広島高等師範学校	体 操	6	6	4	—	4	20
東京女子高等師範学校	体 操	(59)	(61)	(100)	(48)	(37)	(305)
奈良女子高等師範学校	体 操	(20)	(29)	(52)	(47)	(70)	(218)
第一臨時教員養成所	体 操	—	—	—	—	21	21
	体操・柔術	—	—	—	—	1	1
第六臨時教員養成所	体 操	(29)	—	—	—	(30)	(59)
文部省体操教員養成講習会	体 操	—	—	—	—	35	35
大日本体育会体操学校	体 操	26	17	19	30	49	141
大日本武徳会武道専門学校	柔 術	—	4	3	3	3	13
	撃 剣	—	13	12	6	4	35
計	体 操	32 (108)	23 (90)	39 (152)	32 (95)	120 (137)	246 (582)
	柔 術	—	4	9	5	11	29
	撃 剣	—	13	18	10	9	50
	体操・柔術	—	—	3	2	6	11
	体操・撃剣	—	—	3	8	4	15
合 計		140	130	224	152	287	933

- 1) 表中()内の数字は、女子師範学校及高等女学校に於てのみ有効な免状授与者を示す。
- 2) 東京高等師範学校・広島高等師範学校及第六臨時教員養成所の二校一所欄中空欄は、募集しなかったため該年度卒業生が無かったことによる。
- 3) 第一臨時教員養成所に於ては大正13年、文部省体操教員養成講習会に於ては大正13年より卒業生及修了生を出した。
- 4) 大日本武徳会武道専門学校は、剣道、柔道の教員養成を目的として設立されたもので大正10年より無試験検定許可されその以前に於ては該当者なし。
- 5) 東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校において、免許授与者数が多い。これは、次のような事情による。両校の学科は、文科・理科・技芸科(家事科—奈良)の三学科制で、体育学科は無かった。東京は、坪井玄道、井口めぐり等の体育指導者をむかえ体育に力を入れ、奈良は、「女学校ノ体操教師ハ女子ヲ以テ適当トナスヲ以テ、全生徒ヲシテ卒業後悉ク体操教師タルヲ得センメンコトヲ努ム」という方針で、それぞれ各学科を通して体育教育を重視した。したがって、両校卒業生は、専門的に養成されたのではなく、いわば「副免許」として授与されたものである。(「東京女子高等師範学校六十年史」(昭和9年、同校)),「奈良女子大学六十年史」(昭和45年、同校)より。)
- 6) 出典: 文部大臣官房・学校衛生課体育運動掛調査より。「帝国教育」第508号、大正13年12月。

の施設が必要であるとして陸軍の要求を拒否した背景には、「取調報告」で示された方針が伏在していたものと思われる。

しかし、この点での文部省の実事上の施策は、「独立ノ養成所」にはほど遠いものであった。表-2で示したように、東京高等師範学校における体操教員養成は、1899（明治32）年体操専修科の開設によって再開されて以降1918（大正7）年まで9回の、また、東京女子高等師範学校においては、1906（明治36）年より「体操科女教師欠乏の急を救う為」め「国語体操専修科」が開設されここでも、1911（明治44）年まで前後4回88名の卒業生³²⁾を出しているが、これらは、東京女子高等師範学校の開設理由にもあるように急増する中等教育教員の需要に応えるべき急救策として開設されたのであり、依然として「教員養成法ノ故息ナル」状態が続けられたのである。そして、1915（大正4）年東京高等師範学校に開設された別科体育科が1921（大正10）年、「高等師範学校規程」³³⁾改定によって正科とされ、はじめて常設の「官立」体育教員養成機関が成立することになる。しかし、この体育科も表-4にみられる如く毎年30名前後を養成したに過ぎず、貧困な体育教員養成制度が改まったわけではなかった。

国民体位の向上を第一義とする軍にあって、こうした状況を見のがすべくもなかった。1912（大正1）年、体操取調べのため、スウェーデン、欧州に派遣され、先に述べた「体操教範」改定に参画した歩兵大佐 林 二輔は、1914（大正3）年、麻布本郷区両連隊区将校団総会の席で、ヨーロッパ諸国の体育の状況を報告したのも「現在我国に於ける国民一般の体質は、之を列国に比較致しますと頗る劣て居ります……」とし、これが改善のため積極的な体育励行の必要を説き、もし「壮丁の体力が一割増加したとすれば、約二十師団に於ては、恰も二師団増加と同じ」価値があるが、我国の体育の現状はそうは成っておらず、とくに体育に関する施設が不十分であるとして次のように指摘している。

「我国に於ける体育上の施設に付きましては、陸軍は別として、地方（陸軍以外という意味—引用者—）には一の官立体育学校もないのであります。僅に文科兼習の体操専修科が、高等師範学校内にありまして、漸く十三人と、昨年募りたる体操科学生四十余名（大正2年体操専修科のこと—引用者—）があるのみであります。又体育会に属する体育学校（私立日本体育会体操学校を指す—引用者—）——之れは私立でありまして、戦後には一時大部盛んでありましたが現今は各年を通じて五六十人の学生に過ぎませぬ。（この数は、表-4の如く漸減する—引用者—）此の如き少数而も決して完全と申すことの出来ない組織に拠りまして、今回多数の体育教師を補充することは、到底困難なるを免れません。是に於て乎、多数予備役の軍人が囑託せられて教員となって、体育に従事して居るのであります。軍人を体育の教師に用ゆると云うことは軍事思想の注入に多大の効果がありますが、乍遺憾軍隊と学校とは、体育の方法を異にして、今日の所では其連絡がありませぬ故に、充分なる職務を尽すことが出来ず、又凡て体育の教師は体育以外に関する知識が概して不十分なるため、生徒の信用は他の教師より少ないといふ有様でありまして、従て体育の効果は甚だ薄弱なのであります。」³⁴⁾

こうした体操科教授、教員養成のあり方に対する批判は林に限ったことではないが³⁵⁾、なかんずく、壮丁の体位形成の基本たるべき学校体操の不振は、後に田中義一が「……寒心に甚えざるものあり」³⁶⁾と述べたように軍に焦燥感をさえ抱せるに至るのである。

1) 木下秀明『軍隊教育と国民教育のかかわり』季刊「平和教育」第3号、p. 165、1976年11月。同氏は、「……教育の側が国民教育という観点から軍の要求を先取りしていたのではなからうか」と指摘されている。

2) 詳しくは、拙稿『日露戦争後の国民教育の軍国主義化について——陸軍々備拡張・再編と教育課題——』

「北海道大学教育学部紀要」第22号, 1973年。

- 3) 楠瀬幸彦『在郷軍人に告ぐ』『戦友』(帝国在郷軍人会機関誌) 第34号, p. 5。大正2年7月。
- 4) 田中義一『国民と軍隊』綾部致軒編「田中中将講演集」p. 56, 不二書院, 大正5年。明治44年八王子での講演。
- 5) 本郷房太郎『国民思潮について』『戦友』第34号。p. 24。大正2年7月。本郷が教育総監当時の講演。
- 6) 「国民教育者必携 帝国陸軍」p. 168。陸軍省徴募課編, 大正2年。在郷軍人会本部発行。
- 7) 第二師団副官部編纂「徴兵事務参考」4丁, 和とし, 明治25年6月, 宮城活版社。
- 8) 「国民教育者必携帝国陸軍」p. 171-p. 172。
- 9) 同前書。
- 10) 同前書。
- 11) 同前書。
- 12) 同前書。
- 13) 「……直接比ノ連鎖ノ衝ニ當リ, 且青年会ノ木鐸トシテ, 在郷軍人会トノ一致提携ニ就キテ其努力セサルヘカラサルモノ蓋シ尠少ナリトセス。況ンヤ六週現役兵ヲ終ヘタル諸子ハ, 更ニ加フルニ, 既ニ在郷軍人タルノ資質ヲ以テスルヲヤ。諸子ハ実ニ一方ニ於テ地方青年会ノ盟主タリ, 他方ニ於テ在郷軍人会ノ錚々タル一員タリ, 而シテ又此ノ両者ノ連鎖者タリ, 而シテ又実ニ, 日夕小国民ノ教育ニ臨ミテ, 之カ指導薫化ニ勤ムヘキ者ナリ……」(同上書, p. 162)。
- 14) 陸軍歩兵大尉竹田福蔵『現時我国ニ於テ実施シ得ヘキ壮丁予習教育方案』「偕行社記事」第494号, 大正4年9月5日。
同論文では, 次のように指摘している。
「茲ニ於テカ壮丁ノ予習教官トシテ如何ナルモノヲ撰定スルヲ適當トスルヤ他ナシ……各階級中最近ニ退營シタル成ルヘク歩兵科ノ者ヨリ撰定シ然モ教官ニ比較的適任者例之ヘ在營間管テ初年兵係ヲナセン者ヨリ之ヲ撰ヒ之ニ助手トシテ最近ニ退營シタル兵卒中模範ヲ示シ得ル者若干ヲ撰定ノ上之ニ附スルヲ要ス又学科教官トシテハ六週間現役兵タリシ小学校教員及相当官地方医ヲ選定利用ストコトヲ忘ルヘカラス……」(『第三予習教育実施方案, 其ノ一教官ノ撰定及之カ教育準備』より引用)。
- 15) 田中義一『軍隊教育私観』綾部前出書, p. 112。
- 16) 加藤政之助『在郷將校諸君に望む』『後援』(帝国軍人後援会機関誌) 第136号, 大3年7月。
帝国軍人後援会は, 大隈重信を中心に設立された民間団体で, 軍人遺族, 廃兵, などの救恤を目的としていた。明治43年1月, 在郷軍人会との提携が行なわれている。('後援' 第111号)
- 17) 本郷房太郎前出論文。
- 18) 陸軍少将志岐宇治『軍紀論』「偕行社記事」第500号。
- 19) 兵式体操や, 学校教練が, いわゆる戦闘技術を習得させる事だけを目的にしているのでは無い点について, 永井道明は先述の論文で次のように指摘している。「此兵式教練の主なる目的といふものは, 軍事で云へば軍紀を養成する処の訓練, 学校で云へば学校の秩序, 学校の紀律を養成する方便の一つとして立てられて居る事である。」(『体操教育の過去及将来』)
- 20) 「国民教育者必携 帝国陸軍」p. 134-p. 154。
- 21) 田中義一『青年団の意義』大正4年10月。綾部前出書, p. 259。
- 22) 岸野雄三『体操教育史』p. 244。石山修平他編「教育文化史大系」I, 1953年, 金子書房。
- 23) 永井道明『如何にして体操教授要目を活用する乎』「帝国教育」第369号, 大正2年4月。
- 24) 文部省視学官, 横山栄次『体操教授要目新定の趣意』「帝国教育」第368号, 大正2年3月。
- 25) 教育総監部本部長陸軍中将本郷房太郎『新に發布せられたる軍隊教育令の特色』「後援」第123号, 大正2年4月。
- 26) 陸軍省編『自明治三十七年至大正十五年陸軍省沿革史』下, p. 1131。(以下「沿革史」と略す)
- 27) 同前書, p. 137。
- 28) 永井道明『国民体育論(上)——徹底の実行を要す——』「教育時論」第1215号, 大正8年1月5日号。
- 29) 井上一男『学校体育制度史 増補版』p. 282-p. 310。「資料編, 資料2」大修館書店, 1971年。
- 30) 「発達史」第4巻, p. 266-p. 268。尚, 明治44年7月「中学校令施行規則」改正が行なわれ, 各学科の教授要旨, 教授時数に改定が施された。これに依って見れば, 体操科はその要旨においては従前と同じ

であったが、但書が付加され、「体操は教練及び体操を授くべし又撃剣及柔術を加うることを得」(『発達史』第5巻, p. 148)とされ、兵式体操が改められ教練にされ、また新たに撃剣・柔術が加えられている。これは、大正2年の「教授要目」制定を予定して規定されたものと解される。

ところで、明治44年「施行規則」改定と同時に、「中学校教授要目」も改正されたが、この「要目」には、体操科の規定が、上記のような理由で欠いており、したがってここでは明治35年の「要目」に規定された体操科の内容が生されているものと解して同「要目」と比較対照した。

- 31)『普通教育に於ける体操遊戲取調報告』弘文書院編纂「教育・衛生に関する調査報告類集」(第四編, 四)弘文書院, 明治39年12月。同書は、「官報」その他の形式で文部省が発表した各種調査報告を集成したものである。

尚、以下の引用はすべて同書による。

- 32)「東京女子高等師範学校史」p. 78, p. 95-p. 96。同校編, 昭和9年10月。
 33)「東京高等師範学校一覧」(自大正十年四月至大正十一年三月)p. 五ノ一。
 34)戸山学校長・陸軍歩兵大佐 林 二輔『国民の体育に就て』「後援」第135号。大正3年5月。
 35)たとえば、三橋喜久雄(東京高等師範学校助教授)は、論文『体操科勵行の要諦』(『帝国教育』第417号, 大正6年4月)において、林とは異なる立場からではあるが、教授要目が発表され、「我国民体育就中学校体育発展の大理想」にむかって邁進するべき時であるが、先決問題たる体操科教員が「まだ――過去に較べて余り格段なる進歩を見たと言ふことは出来ない」し、要目自体についての理解も不充分であり「私^(のそかー引用者ー)に痛心憂慮して居る」と記している。
 36)高倉徹一「田中義一伝」上巻, p. 474, 昭和33年 同刊行会。

4

第一次世界大戦後の国家総力戦準備問題¹⁾は、一般的「体育不振」状況に加え下級指揮官量産のための基礎教育たる中等教育以上の学校教練の改善を現実的課題に至らしめた。

1920(大正9)年陸軍は、「歩兵操典」改正草案を配賦²⁾した。その改正理由は、「……最近戦争ノ教訓ニ鑑ミ特ニ必要ト認ムル事項並各種新兵器ノ現出ニ伴ヒ改正ヲ要スヘキ著シキ件ニ付所要ノ増補修正ヲナス」ものであった。そして、改正の要旨として次の諸点があげられた(全15項)。

- 一. (略)
 - 二. 攻撃精神ノ發揚ハ益々之ヲ要求スルト同時ニ兵器ノ進歩ニ鑑ミ一層火器ノ威力ヲ重要視ス
 - 三. 各級指揮官以下ノ独断専行ヲ一層要求ス
 - 四. 各部隊ノ戰術的機動能力ヲ要求ス
 - 五. 下士以下ノ責任ニ関スル自覚並其ノ戰闘能力ノ向上ヲ要求ス
- (六以下略)

この草案においては、第1次大戦における歩兵戦闘の変化がまとまった形で取り入れられたわけではないが³⁾、その示すところは、火器の威力増大にともない、敵前においてはすべて疎解隊形をとることとし、したがって、戦術単位としての中隊ばかりでなく、小隊、分隊の戦術的位置づけとしての比重が相対的に高められ⁴⁾、従って、下級指揮官の役割が重視されるようになったことである。

こうして、日露戦後軍制改革においての予測をはるかに超える大量の兵力動員を要する⁵⁾総力戦段階にふさわしい下級指揮官の量産とそれのプールが要請された。そのためには、予後備役将校養成制度である一年志願兵⁶⁾の有資格条件たる中学校以上の学校における軍事教練の改善が必要とされた。

「偕行社記事」第502号に発表された陸軍歩兵中尉加藤一平の論文⁷⁾は、こうした軍の要求を表明したものである。この論文の前半部分は、合衆国の学校教練の実情についてのレポートであるが、それは、第一次大戦中におけるアメリカの陸軍政策の改変⁸⁾——陸海軍の拡張、予後備兵制度の採用——の一つとして、中等以上の学校に軍事教練が必須科目として課せられたことの実情調査と、この軍事教練導入の是非をめぐる論議を評論を加えずに紹介したものであるが、ここでは、「第二章 日本ノ学校ニ於ケル軍事教練ニ対スル私見」に注目し、紹介して置きたくなる。

加藤は、「第一節 体操ニ関スル現行規程」において、「日本カ学校ニ体操ノ一部トシテ兵式教練ヲ加ヘタルハ非常ナル卓見ナリ然レトモ爾來星霜移リ制度創設當時ノ精神ハ漸次閑却セラレ且當時ト今日トハ四囲ノ状況ヲ異ニシ改革スヘキモノ 尠ナカラス」として、まず、中学校以上の体操教育に関する規程を揚げ、中学校はともかく高等学校、実業学校では教授要目が示されて居らず、授業時数の規定を欠いているところさえあるとし、これらは「府県ノ方針ニ遵ヒ当局ノ許可ヲ得テ区域ニ施行シアルナルベン等シク中学校教育卒業ノ条件ニテ一年志願兵ノ特典ヲ附与セラルルニ何等ノ統一ナキハ遺憾ナリ」とし、次に体操教官について触れて「……是レ又千差万別ナリ或学校ハ文官教師ノミヲ用ヒ或学校ハ武官教師ノミヲ用ヒ等シク武官ニテモ予後備將校ヲ用ユルアリ、下士ノミヲ用ユルモノアリ兩者ヲ併用シテ文官教師ハ普通体操ヲ担任シ武官教師ハ兵式教練ヲ担任スル等殆ンド抛ル所ナキモノノ如」き状態であり、これらを総合的に考えれば、体操科は、他教科に比して「甚シク冷淡ヲ以テ取扱ハレ」ているとし、その改善に関する私見を各級学校ごとに述べていく。

「第二節 中等学校ノ軍事教育ノ統一除師範学校」では、第一に、甲種実業学校の学科規程を中学校のそれに準じて規定し統一すべきであると、第2に、中学校における体操科について次のように提言している。

「……体操ト軍事教練トハ截然區別セサルヘカラス体育ノ為メニハ普通体操、器械体操、遊戲及武術ヲ以テ軍事教練ハ服従、秩序、忍耐及協同心等ヲ養生スルヲ主眼トシ兼テ戦闘術ノ一般ヲ知ラシムルニアラサルヘカラス從來普通体操……等ニ於テ規律ヲ過重セン為メ体操其ノモノノ価値ヲ減シ各個ノ教育ヨリモ總体的教育トナリ十人十種ニ適応シタル教育ヲ施スコト充分ナラサリキ

之ニ反シ軍事教練ニ於テハ徹頭徹尾軍紀ノ森嚴ヲ保持セサルヘカラス……軍事教練ヲ以テ体操ノ一部分換言スレハ体育ノ一方便ナリト考フル如キハ絶対ニ不可ナリ從來比ノ區別ヲ等閑ニ附シタル結果所謂体操ハ規律過重トナリ軍事教練ハ軍紀ノ森嚴ヲ輕視シタル形跡ナキニアラス……故ニ從來用ヒラレタル兵式体操ナル言葉ハ軍事教練ト改メサルヘカラス」(文中。点は原文。)

ここでは、国民体位の向上＝普通体操、規律・服従＝軍事教練、というシェマをつくり、体操科の本旨は「児童の身体を最も健全に發育せしめ、其精神を快活剛毅に訓練して、然もこれ等の活動がすべて規律を守り協同を貴ぶの習慣を養ふに存して居るのであって、何も軍事専門の諸種の動作技術など練習して、そのものを現在あるいは将来に役立たせようとするやうな目的はあるわけでない……体操科内の規律的方面の訓練即ち教練の教材には、所謂軍隊にて行ふ所の教練中の最も簡単なるものに同様な物を材料方便として居る次第である……」⁹⁾と言ったいわば兵式教練＝材料方便論に対抗して、体操科とは全く別個に「軍事教練科」を設けることを要求しているのである。ただし、加藤は、その細目についてはなにも示していない。また、第四として、軍事常識の養成のため、列国軍備の状態等を講話するべきであり、「軍事学教授要目ヲ規定シ得ハ一年志願兵ノ教育ニ非常ナル便利ナルヘシ」としている。

次いで、第五として、「教官ノ選択」について論じている。

「……従来兵式体操教官ノ位置余リニ低キ為メ教官ノ威令行ナハレス其ノ結果軍事教育ノ權威ヲ冒シタルコト幾何ナルカラ知ラス然レトモ威令行ハレ軍事教育ヲシテ重キヲナサシムル程ノ教官ヲ各学校ニ招聘セムトスルハ学校経済ノ到底許ス所ニアラス故ニ愚見ニヨレハ全国学校（除師範学校）ノ軍事教育教官ハ陸軍省ヲシテ各学校ニ推薦セシムル方適當ナリト信ス而シテ推薦内規ノ要領ノ愚案ハ大概左ノ如シ

- 一、陸軍省ハ在郷將校及下士ノ学校教官希望者中ヨリ適當ナル者ヲ選択シ之ヲ学校ニ推薦ス
- 二、教官ハ其官等ニ対スル武官俸給ト現ニ受クル恩給年金トノ差額ヲ学校ヨリ支給セラル
- 三、下士ノミヲ教官トシテ雇聘スルヲ禁ス
- 四、正当ノ理由ナクシテ罷免セラレタル教官ハ他ノ学校ニ転任セシム（推薦ノ形式ニテ）
- 五、教官在職中ハ現役ト心得シム

右ノ方法ニ拠レハ

- 一、全国学校ノ軍事教育ヲ統一シ得ヘシ
- 二、学校ハ有力ナル教官ヲ得ヘシ
- 三、教官ノ位置向上シ威令行ハル結果軍事教育ヲシテ重キヲナサシム
- 四、第四項ニ依リ教官ハ位置ヲ^(マ)保證セラルルヲ以テ生徒ノ意ニ媚フルカ如キ陋習ヲ除去シ得ヘシ

こうして軍事教官は陸軍省の関与によって選定され、現役武官と同等の待遇と地位を与えるべきことが要求された。

加藤は、ついで「第三節 高等学校ノ軍事教育」とし、その不振の原因を「1. 目的ノ確立セサルコト、2. 教官ノ学殖、威望足ラス生徒ニ軍事趣味ヲ与ヘサルコト、3. 自負心大ナルニ拘ラス生徒ノ智識幼稚ニシテ国際競争ノ實際ヲ知ラス軍事教練ヲ以テ一兵卒ノ事ト誤解シアルコト」に有るとし、これを振興するためには「操典、要務令等ノ摘講」は無意味であって、「軍事高等知識ノ養成」、つまり「列国軍備ノ状態、国防方針、軍事予算、内外軍政及現用兵器ノ大要等ヲ講述」し、生徒に「国際競争ノ實際ヲ知ラシメ彼等ヲシテ自奮」させることが最重要であるとする。そして軍事教練を実施し、単純な「号令官」ではなく相当の学識を有する在郷あるいは現役將校を教官にあてるべきであるとしている。「第四節 実業専門学校ノ軍事教育」では、「一年志願兵ノ成績ニ見ルニ最其ノ指導ニ困難ナルハ実業専門学校ノ卒業生ニ多」とし、高等学校と同程度の軍事教育を施すべきであるとしている。

そして「第五節 師範学校ノ軍事教育」においては、小学校の兵式体操教員としての技倆、小学校教師としての軍事常識に欠けるきらいがあり、また兵式教官の「大部ハ教諭ノ最末班ニ位」している状態では「生徒精神ノ鍛鍊、規律、秩序、服従、忍耐心」の養成が覚束かないから、「特ニ陸軍ヨリ優秀ナル現役將校ヲ派遣」し、また、「……全国師範学校ノ軍事教育ヲ統一スル為軍事学術ノ教授要目ヲ規定」することを提唱している。しかし、ここではまだ六週間現役兵の期間延長の要求は出されていない。

こうした「体育不振」状況の打開、中等学校における軍事教練の改善、軍人経験者の教員任用などの軍の要求は、周知のように、1917（大正6）年、田中義一によって「学校に於ける軍事教育を改善すべき施設の大綱」¹⁰⁾としてまとめられるに至る。

田中義一は、国民教育の目的は「徳性を涵養し、智能を啓発し、身体を強健にし、護国の精神に富める忠良なる国民を育成する」ことであって、その制度は、諸学校規程、なかんずく体操教育の目的規定と、「教育勅語の御趣旨と相俟て」備わっているが、問題は、「制度備わりて其実施の之に伴わざる」点にあるとし、学校体育と体操教師のあり方に対して批判する。

先ず、学校体育について、「特に既往に於ける実績に徴するに、学校の体育は、以て剛健なる体力を育成するに足らず、又其の主眼とする規則、服従、協同等の精神的訓練の十分ならざるは、毎年の徴兵検査成績と、入営壮丁の実状とに照して、転た寒心に甚えざるものあり」と危機感を表明し、特に批判を中等教育にむけて、「……教育勅語の御趣旨は、中等程度以上の学校に於て、甚だしく徹底せざるやの感あり」とその精神教育への危惧を表し、さらに、「昨年度の徴兵検査報告に依れば、体格甲種に属する者の千分比は、普通壮丁（高等小学校卒業程度以下の者）の三七八に対して、中等以上の学力を有する者（中学卒業及び同程度以上の者）は二七八」であり、一年志願兵の方が体格優秀であるドイツとはまったく反対の現象であり、そのドイツにおいて、一年志願兵有資格者中約九分の五は志願するのに反し、我国では九分の一に過ぎず、また、徴兵忌避者数及其の疑いのある者が、検査人員に対する千分比で、尋常小学校卒業程度の者は1.8であるのに対し、高等学校卒業程度の者は4.7、大学卒業程度の者は5.5と、教育程度の高いものほど多いという現状を指摘し、これらを「甚だ慨歎に堪えざるなり」と心痛のほどを披瀝する。

そして、この「体育及び精神的訓練の振わざる」のは、教育の根本主義が一貫していないことと、教育制度の実施が徹底していないからであり、特に教師の素質が問題であるとして次のように指摘する。

「特に国民の基礎教育に任ずべき小学校教師は、社会的地位、物質的待遇の低きと相俟ち、教育家たる抱負と自信とに乏しく、体力、人格共に優秀ならざるもの少からず。又中学校、師範学校等の体操は、徳望及び軍事素養少き薄給の教師に委ね、体操教師と云えば、生徒軽侮の的たらざるはなき現況に処しては、実績の揚らざる洵に其所以なしとせざるなり……就中教師の地位、待遇及素質の向上を期せしむること、急務中の急務なりと信ず。」

このように国民教育、体育教育の現状を把握した上で、田中義一は、「近世戦争は国民戦争なり、兵器を執って戦場に赴くものと、郷閭に在て産業に従事する者とを問わず、挙げて護国の任に当るの自覚を有する真に健全なる国民を、養成せざるべからず。」として、学校に於ける軍事教育の改善を四項目にわたって要求した。

- 一. 中学校、師範学校其の他一年志願兵認定学校に、陸軍戸山学校体操科を修了せる者より選抜せる現役将校下士（要すれば一部の在郷者を加う）を派し、当該校長の指揮下に属して訓育に従事せしめ、軍部より所要の兵器を供給し、教練実施をして有意義ならしめ、以て体育及び規律的教育を昂上し教育制度の趣旨を徹底せしめ、軍と学校との連繫を図ること。

但し之が為め将校下士の増員、兵器費の増加を要するは勿論にして、所要の経費は陸軍より別に要求すること。

- 二. 弊害多き徴集猶予制度を全廃し、一年志願兵認定学校卒業学生も、適齢と共に徴兵検査に应ぜしめ、在学間数年を限り其の入営延期を許可し、且学校卒業期と軍隊入営期を、彼此連絡せしめ、服役に便なる如く改正し以て教育ある国民をし、進んで兵役に服せしめ、一般国民に皆兵の範を垂れしむること。
- 三. 六週間現役制度は、独り日本にのみ存在し、時勢の要求と国民皆兵の精神とに一致せざるを以て、其の現役期限を一ケ年に延長し、国民の基礎教育に任ずべき師範学校卒業者の軍事教育を昂上せしめ、其の効果を国民教育に及ぼすこと。
- 四. 師範学校に速成科を設け、満期の准士官下士官中、人格技能等適当なる者を選抜し、試験の上入校せしめ、小学校教師採用の途を開くこと。

この田中義一によって提起された軍の教育に対する要求は、「大正期」の軍事政策、教育

政策の進展の過程で逐次実現していく。以下では、その経緯について述べてゆく。

1918(大正7)年3月、「徴兵令」中に改正が施された。それによれば、「兵役義務ノ均等ヲ図ルノ根本主義ニ基キ」という理由のもとに、徴集猶予制度の全廃、六週間現役兵制を一年現役兵制に改めることが規定された。¹¹⁾これによって、二項、三項が実現した。

「徴集猶予制度の全廃」とは、従来中学校以上の上級学校に進学する者は徴兵検査時点で、出願すれば、満28歳まで徴集を猶予されていたが、この改正では、「徴集猶予制」を「入営延期制」に改め、丁年に達したものはすべて徴兵検査を受け、その合格者中、中学校卒業で一年志願兵志願者のみに上級学校の修業年限に応じ入営を延期するというものであった¹²⁾。これによって軍は、徴兵忌避の防止と、一年志願兵制度の改正を計るとともに翌大正8年に制定された「一年志願兵条例」によって、その「軍事上要求ニ鑑ミ現役中ニ於テハ特ニ不良ナル者ノ外伍長ノ階級ニ進マシム」¹³⁾と従来は特に成績優秀な者(一般は一等兵まで)に限られていた伍長進級条件を緩和し、予備將校養成の量的拡大を計った。

「一年現役兵制」は、日露戦後に六週間現役兵に対し期待された役割をあらためて果たせようとするものであった。「一年志願兵条例」と同時に制定された「一年現役兵条例」は、「小学校教員ニ対シ一般的軍事教育ヲ施シ国民教育上効果アラシムル為」¹⁴⁾と従前と基本的に変わらない位置づけをし、従前においては第二国民軍幹部とされたものが、一年志願兵と同じテンポで進級させ、退営の際は、軍曹に任ぜられることになり¹⁵⁾、また、希望者には、一年志願兵と同様「終末試験」受験資格が与えられ、予備將校への道が開かれた。これについて南弘文部次官は次のように通牒している。

「……尚満期退営の時は軍曹の階級に進み志望に依っては終末試験を受けて予備將校となり奉任官の地位を占め得るのであるし、又小学校教員として児童教養上には勿論在郷軍人会、青年団等の指導者として適当な資格を得ることになる……」¹⁶⁾

田中の要求の四項目は、1920(大正9)年5月に不十分ながらも実現した。それは、南弘文部次官名通牒で明らかである。

南文部次官より各地方長官への通牒要旨¹⁷⁾

在郷將校同相等官にして小学校教員志望の向き有之且陸軍省に於ても之か奨励を為す趣に候處貴管内に於ける右軍人にして人物学力操行及体格等教員として適当なる者有之候際は左記の通り便益を与へられ可成採用相成候様御取計相煩度此段申進候也

左 記

- 一. 有資格者は可成採用する様取計はれたし
- 一. 小学校令施行規則第七條第一項第一号乃至第五号¹⁸⁾に依り無試験検定を行ふ場合に於ては右該当者に対し免許状を受くることを簡易ならしめ且免許状を有するに至りたる者は可成採用する様取計はれたし
- 一. 小学校本科正教員以外の教員免許状を有する者に対しては其の経歴に照し可成資格の向上を図る様取計はれたし
- 一. 前項以外の無資格者にして小学校教員たらしめる者に対しては適當の方法に依り資格を得さしめ可成採用する様取計はれたし

この通牒は、「……文部省と陸軍省と間に於て種々協議せる結果」¹⁹⁾発せられたものであるが、一読して明らかなように、一年志願兵(中学校卒業以上)經由、士官学校經由で退役の

予後備将校(小尉以上)に対し、「特別の便宜を取計」²¹⁾ ったものであった。²⁰⁾

田中義一は、この通牒の発布は「……誠に慶賀の至りである。」²¹⁾ とし、その意義を次のように説いた。すなわち、在郷将校の中には、「其の職業を得ざるがために採るべき途を誤り、生活上の不安を感じ……」ついに「……将校としての体面をも保つことのできぬ者も少なくない様である。」そこで、「之が救済の方法」として種々講じて来た方策の一つとして実現したものである。しかるに、小学校教師の職は在郷将校にとっては「最も適当にして而も最も高尚なる職業」であるとし、その理由を次のように説いている。

「抑小学児童の教育は、国民教育中最も重要なものであつて、実に国家的事業である。殊に現時に於ける社会の情態を鑑みるに、教育者の責任は一層重大なるを痛感する。是に於いて在郷将校同相等官が、……将来兵役の重きに任ず可き児童の教育に従事することは、啻に其の趣味の津々たるのみならず、国民をして、皇室及国体を基調とする忠君愛国の精神を涵養せしめ、自から進んで皇室の藩屏となり、国家の干城たるの希望を盛んならしむるには、国民教育の基礎を軍隊教育に置くことが必要であり、之が為めには堅実なる思想を保持し、軍隊の実情に通曉する者が、児童を感化訓育し、其の精神とを鍛錬せしむる必要がある。」

かくて、准士官、下士を小学校教師に採用すべしとする要求は未だ実現に至らなかったが、軍人経験者を小学校教師として登用する「特別の道」が開かれたのである²²⁾。

第一項の現役将校の一年志願兵認定学校への配属要求が実現に至るには次のような事情が加わる。すなわち、「山梨軍縮」「宇垣軍縮」と称される二度にわたる陸軍軍備縮少問題である。

この軍縮問題は、いわゆる「大正デモクラシー」運動の中から提起されて来た「軍部大臣武官専任制」撤廃要求を頂点とする軍部改革論を契機とし、第1次大戦後の戦後恐慌による財政膨脹解消のための軍事費削減の必要性という状況下で、1921(大正10)年7月、アメリカ大統領ハーディングによるワシントン軍縮会議の提唱と対英米協調路線をとる原内閣のそれへの参加表明がいわば起爆剤となって急速に政治問題化した。尾崎行雄、吉野作造、島田三郎、石橋堪山、鈴木文治等の「軍備縮少同志会」²³⁾ や、各政党一致しての軍縮要求は、1922(大正11)年、第45議会において、政友会の「陸軍の整理縮少に関する建議案」、国民党の「軍備縮少に関する決議案」をもとに各党による「統一建議案」が作成され、3月25日可決されるに至った²⁴⁾。こうした軍縮論のもりあがりに対して、陸軍は、8月「陸軍軍備整理要綱」²⁵⁾ を作成、将校1,800名、准士官以下56,000名、馬匹13,000頭の削減、経費2,300万円節減、兵役年限40日短縮、機関銃隊・野戦重砲隊・飛行隊の新設などの軍備整理の決定を余儀なくされた。

第二次の宇垣一成陸相による軍縮は、事情がちがっていた。上述の「山梨軍縮」を実現させたいわゆる「第一次護憲運動」は、政友会の脱落による政党対立により²⁶⁾ 軍部批判という重要課題を等閑視するに至り、また、第二次山本権兵衛内閣辞職後の清浦奎吾内閣に対する「第二次護憲運動」は政権獲得運動として展開され、打倒目標はもっぱら貴族院に向けられ、軍部は打倒目標たることをまぬがれたのであった²⁷⁾。宇垣は、こうした政治状況をたくみに利用し、軍の近代化と合理化を骨子とする「軍縮案」を実現させ、また、軍部大臣武官専任制をはじめとする軍部機構改革論を阻止したのであった。1925(大正14)年5月から実行に移された宇垣の「軍縮案」の概要は次のようであった。すなわち、4個師団廃止・輜重兵隊改編・軍馬充実部整理・官衛学校改編・事務費削減などにより、大正14年度予算において経常部と臨時部会計1,295万円を削減。これに伴って、将校1,200名、准士官以下約36,000名が整理された。一方、親規充備計画として総額1億4,126万円を計上し、大正14年から8カ年計画で航空隊充

実・戦車隊と高射砲隊新設・化学兵器研究施設充実・銃砲改新・軍事通信の教育機関と研究機関の統合・自動車学校新設・青少年訓練の実施などが企図され、その大正14年度所要経費は、1,267万にのぼった。したがって、削減額との差引きは28万円にしかすぎないという名目だけの「軍縮」であった²⁸⁾。

第一項目の要求は、こうした軍縮の過程で実現してゆく。まず、「山梨軍縮」の見返りとして、整理された退職将校に対する中等教員養成講習が開催された。

これは、多数の失職将校に職を得させるため「…陸軍省では目下全国で不足を訴えている中等教員に振り向けることを考えついたが、之には中等教員検定試験といふ難関があるので、文部省に相談した結果、同省でも多に賛意を表し、二ヶ年の特別講習を無月謝で開き、……卒業したものは、全部検定試験によらず中等学校教員の免状を交付する」²⁹⁾ことに決したとされた。この講習会の実施は、東京高等師範学校に委託され、講習員募集は、すべて陸軍省人事局内に設置された美済会が掌り、高師教官による入学試験を経て、毎回20～30人を入学させ、3ヶ月—1年半の講習期間で中等学校免許状を与えた³⁰⁾。そして、表-5のように、昭和5年までつづけられた。これによれば、体操科(おそらく3カ月講習であったろう)が半数を越え、しかも大正後半期に集中している。

ところで1923(大正12)年8、9月、宇垣一成は、「極秘、陸軍改革私案」³¹⁾を草している。これは、総力戦に対応すべき軍の近代化を理想としていた宇垣の「山梨軍縮」の不徹底さに対する批判を根底にし、「……与論に先制して国防力の改善を図る」³²⁾ため胸に秘めていた構想であり、「宇垣軍縮」のテキストでもある。そのことは、この「私案」の欄外に、「(大正—引用者—)十五年七月下旬往事を追想し現状に鑑み」とし、改革案各条の実現進捗状況を記入していることから明らかであろう。

「私案」で宇垣は、「第三、服役年限、(1)略、(2)現在の義務教育の完備を励行すること入営壮丁の約五分一は尋常未教育者あり、(3)補習教育青少年団の指導督励し壮丁素質の向上を図ること、之か為例の青少年訓練の実現を条件とすること、(4)略、(5)略、右の外義務教育二ヶ年延長(殊に徳育体育の完成に注意す)は一年在営制とする前提の下に諸般の改革を準備すること」と言った教育制度に対する要求とともに、一年志願兵及一年現役兵制度の改善を次のように立案していた。

第五. 一年志願兵及一年現役兵制度

- 一. 高等学校卒業業者以上の程度の者を以て予備将校とするを本則とし其以下のものは特異の者に限り之に加ふること。
- 二. 中学校程度以上の各学校に現役将校以下若干を派遣して体育及軍事訓練の教育指導に当らしむること同

表-5 退職将校中等教員養成一覧

開催年月	学 科
大正12年10月	体 操 科
大正13年1月	体操科・数学科
大正13年5月	体 操 科
大正13年9月	体 操 科
大正14年4月	体 操 科
大正15年9月	英語科・数学科
大正15年1月	国語及漢文科
大正15年4月	体 操 科
大正15年9月	数 学 科
昭和2年1月	国 語 及 漢 文
昭和2年9月	体 操 科
昭和3年1月	国語及漢文科・地理科
昭和4年1月	国語及漢文科
昭和4年9月	体 操 科
昭和5年4月	地理及歴史科

「創立六十年」p. 85～p. 86より作成。

時に之に配当の時間を増加すること(毎週少くも五時間、毎月少くも一日の野外教練)而して右効果の挙がるに伴ひ両者の在營期を一ケ年(青少年訓練出来れば八ヶ月)に短縮し優秀者を退營時に曹長に任命して予備将校の候補者として爾後復習の際の結果に依り少尉任命の適否を決す。予備将校候補たらずる者は兵卒、伍長、軍曹の階級に止む。

この現役将校の学校配属の要求は、文政審議会の議を経て、宇垣が「私案」欄外に「実現了」と記入したように、1925(大正14)年4月「陸軍現役将校学校配属令」によって実現されるに至った。かくて、武官教師の登用という軍の長年の要求が実現されたわけである。

ところで宇垣は、第一項において、予備将校の供給源を高等学校卒業者以上とすることを「本則」とするべきであると構想し、大正15年の欄外記入では、「兵役法の改正に伴ひ大部は解決すべし」としている。1927(昭和2)年改訂された「兵役法」³³⁾は、師範学校卒業者に対する短期現役兵制(第十条)と、中等以上の諸学校在学者に対する徴集延期(第四十一条)を規定し、同施行令、施行規則制定(同年12月)に伴い「一年志願兵条例」「一年現役兵条例」は廃止された。

短期現役兵は、服役期間6ヵ月、現役満期の際は伍長³⁴⁾、除隊後は第一国民兵役³⁵⁾に服するとされた。また、従前の一年志願兵制度は、「陸軍補充令」³⁶⁾において幹部候補生制度として規定された。それによれば、幹部候補生(志願制)たる資格条件は、「(イ)配属将校ヲ付シタル学校(研究科、選科等ノ別科ヲ除ク)ヲ卒業シタル者、(ロ)配属将校ヲ付シタル高等学校高等科又ハ大学令ニ依ル大学予科ノ第一学年ノ課程ヲ修了シタル者、(ハ)配属将校ヲ付シタル学校ニシテ陸軍大臣ニ於テ高等学校高等科ト同等以上ト認ムルモノノ第一学年ノ課程ヲ修了シタル者」(第五十三条)で、配属将校の行う教練の検定に合格した者とされ、その修業期間は、(1)中学校卒業を入学程度とする修業年限2年以上の学校以上の専門学校、高等師範学校、高等学校、大学にあっては、10ヶ月、(2)それ以外の学校卒業者(中学校卒業など)で配属将校の行う教練の検定に合格したものにあっては、1年とされた(第五十七条)。そして、その進級は、表-6のように満期の際に、曹長、あるいは、軍曹とされ、終末試験合格者(第五十九条)が、将校銓衡委員会の議決を経て、(第六十条、第六十一条)予備役士官に任ぜられることとされた。

表-6

資格区分		入営期間												十一月	十二月	
		入営	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月				
(1)	大学令による大学学部を卒業した者	一 等 卒		上等兵		伍 長		軍 曹		曹 長		(終末試験)	予備将校へ			
	その他の者	一 等 卒		上 等 兵			伍 長		軍 曹							
(2)		二 等 卒		一 等 卒		上 等 兵		伍 長		軍 曹		予備下士				

(1) 表中(1)、(2)は本文中修業期間区分と同じ

(2) 「陸軍補充令」第五八条より作成

こうして短期速成の予備(したがって後備)役将校・下士官の大量養成制度が制定されたわけであるが、そのことは、その前提たる学校教練が実質的軍事教練として兵営内における軍事教練と同質のものであることが必須条件となる。そのためにすでに述べたように、現役将校の学校配属が実施されたわけであるが、軍事教育は、言うまでもなく、中隊長として兵卒の教練に

従事すべき将校のみで行なわれるわけではなく、「精練ナル軍隊ハ将校ノ智識ト経験トニ依テ求メ得ベキハ勿論ナリト雖モ下士上等兵ノ技倆ヲ要スルコト最モ多シ特ニ初年兵掛下士上等兵ハ直接之ガ教育ニ任ジ……其ノ指導ノ宜シキヲ得ルト否トハ遠ク全服役間ニ波及スルモノナリ」³⁷⁾とされた下士上等兵が担当した「助教」が必要であった。そしてこの「助教」を学校内に準備したのが、小論がこれまで述べて来た軍人経験者の直接・間接による教員登用制度であり、無免許教員任用制度であり、東京高師における速成養成であった。

1924 (大正 13) 年、文部省大臣官房学校衛生課体育運動掛は、体操科担任教員の情況調査の一部として「自大正九年一月一日 師範中学校 体操科教員免許状授与者数調」(表-4) 及び体操科教員中の「予後備役陸海軍々人出身者状況調」(表-7) を実施した³⁸⁾。この調査によれば、公私立学校の体操教員総数 2,306 人中陸海軍々人出身者が、1,028 人 (48.9%) の高率を示しており、またそれら軍人経験者教員のうち、体操科教員免許状を有する者は 218 人、わずかに 19.3% にしかすぎないことが示されている。1919 (大正 8) 年東京高等師範学校に体育科を設置したのをはじめとする公的機関における体育教員養成の一定の拡大はあったが、貧困な体育教員養成制度の下で軍人出身者への依存度は約半数までに及んでいたのである³⁹⁾。そして、この軍人経験者の教員任用を制度的に保障してきたのが、前述したように無免許教員任用制をはじめとする諸施策であった。

表一7 公私立中等学校体操科担任教員予・後備役陸海軍軍人出身者人員調査表

(文部大臣官房学校衛生課体育運動掛調査)

	体操科担任教員総数			陸海軍々人出身者数				
	公立	私立	計	公立学校				教員総数に対する百分比
				上長官	士官	下士	計	
師範学校	208	—	208	8 (3)	36 (5)	12 (5)	56 (13)	26.7 (%)
中学校	1,063	204	1,267	33 (1)	335 (67)	116 (25)	484 (93)	45.5 (%)
実業学校	742	89	831	14	279 (67)	105 (23)	398 (90)	54.2 (%)
合計	2,013	293	2,306	55 (4)	650 (138)	233 (53)	938 (196)	46.6 (%)

	陸海軍々人出身者数					合 計	教員総数に対する百分比
	私 立 学 校						
	上 長 官	士 官	下 士	計	教員総数に対する百分比		
師範学校	—	—	—	—	—	56 (13)	26.7 (%)
中 学 校	12	92 (11)	25 (1)	130 (13)	63.7 (%)	614 (105)	48.5 (%)
実業学校	2	37 (5)	21 (5)	60 (10)	57.4 (%)	458 (100)	55.1 (%)
合 計	15	129 (16)	46 (6)	190 (23)	64.8 (%)	1,128 (218)	48.9 (%)

1) 大正 13 年 3 月 1 日現在の調査。但し大阪府は未報告のため含まず。師範学校 57 校、公立中学校 372 校、私立中学校 79 校、公立実業学校 458 校、私立実業学校 49 校、計 1,115 校の調査。尚、大正 13 年 3 月現在のそれぞれの学校数は「文部年報」によれば、師範学校 98 校、公立中学校 375 校、私立中学校 91 校、公立実業学校 654 校、私立実業学校 86 校、計 1,304 校である。

2) () 内は、有資格者数を示す。

3) 表中、士官は准士官を、下士は兵卒(極少数)を含む。

4) 表中、「上長官」は佐官クラスの総称「士官」は尉官クラスの総称である。

5) 表中、数値に不正確な部分があるが、すべて原史料のまま引いた。

「陸軍現役将校学校配属令」は、従って、現役将校を学校に配置したという意味で画期的であったばかりではなく、将校が軍事教練を指導する際、その「助教」たるべき士官・下士がすでに教員として準備され、おのずから、学校内に、兵営と同じ様な軍事教育体系を創出させたという意味でも画期的であった。

付記 小論で使用した「偕行社記事」は、船山謙次先生にお借りしたものである。記して謝辞とする。

(1977. 5. 31)

- 1) 一般に国家総力戦は、国力のすべての構成要素を平時からもっとも有機的かつ有効に組織化し、戦時には一国の諸力を最高度にかつ統一的に発揮させようとするが、具体的には権力集中による強力な戦争指導体制の樹立と人的物的資源の総動員とを不可欠の要素とする。

(木坂順一郎『軍部とデモクラシー—日本における国家総力戦準備と軍部批判をめぐって—』国際政治学会、季刊「国際政治・戦争と平和の研究」III. 有斐閣1969年。)

この国家総力戦の研究は、周知のように佐藤綱次郎の先駆的研究はあるが、その本格的な研究は、1915(大正4)年参謀次長に就任した田中義一によって推進された。即ち、参謀本部第一課(編成動員)の森五六大尉に命じ、交戦各国の国家総動員に関する具体的調査と日本における計画立案を命じた。これは、1917年「全国動員計画必要ノ議」としてまとめられた。

ここで、序に、田中の総力戦認識の一端について紹介して置こう。

田中は、第1次世界大戦の与えた教訓として『欧州戦争ノ与ヘタル戦略、戦術上ノ教訓』(「偕行社記事」第509号大正5年12月に於て、次のように指摘している。

「本欧州戦争ハ、実ニ前古未嘗有ノ大戦ニシテ……其ノ総兵力実ニ千万ヲ超エ……最新式ナル兵器ヲ採用シ所在文明の補助材料ヲ応用シ交戦既ニ二年余ニ及フモ両軍ノ何レモ尚未タ決定の戦勝ヲ獲得スルニ至ラス……然リト雖モ彼我両軍カ所謂最精鋭ナル軍隊ヲ挙げ極テ緊張シタル努力ヲ以テ互ニ統帥ノ妙ヲ逞シテ相戦ヒシハ既ニ過去ニ属シ今ヤ其ノ兵力ノ数兵器ノ精及戦線ノ延長ニ於テ往時ニ勝ルモノアリト雖殆ト全ク陣地戦ニシテ変化ノ妙ナク兵力ノ衆ト兵器ノ優勢ニ特ニ敵ノ一角ニ対シ正面ヨリ力攻スルニ過キス随テ戦略、戦術上ニ与フル教訓ハ寧ロ前半期ニ豊富ニシテ今日ニ於テハ僅ニ陣地戦ニ関スル新資料ヲ提供スルアルノミ」とし、消耗戦たる第一次世界大戦の特徴の一つである「陣地戦」を軽視する立場に立ち、大戦の教訓化を試みる。

「……本欧州戦争ハ其ノ兵力ニ於テ將又兵器材料ニ於テ到底日露戦役ノ此ニアラスト雖其ノ結果ニ依リ判断スル時ハ大体ニ於テ戦役前ニ唱ヘラレタル戦略、戦術上ノ根本原則ニ就テハ何等重大ナル革命ヲ齎ラサス寧ロ大ニ其ノ意義ヲ強メシムルモノ多ク只兵器ノ進歩、兵力ノ増大及補助材料應用ノ増加等ニ依リ局部ニ於テ多少ノ変化ヲ馴致セルヤ固ヨリ明ナリトス……」とし、日露戦後採用された「攻勢作戦」方針の意義が認められたとして、次のように続ける。

「抑々攻勢作戦ニ於テ最必要ナルハ軍ノ機動能力ナリトス兵器ノ進歩著シク戦闘ニ益々靱軟性ヲ増進スルニ於テ特ニ然リトス即チ攻者ハ敵ノ予期セサル地点ニ快速ニ敵ヨリ優勢ナル兵力ヲ集結シ一挙ニ勝利ヲ獲得セムカ為ニハ其ノ機動能力遙ニ敵ニ勝ルヲ必要条件ナリトス蓋シ此クノ如クニシテ攻者ハ其ノ運動ノ著手ニ於テ敵ニ一歩ヲ先ムスル又其ノ速度ニ於テ敵ニ勝ルトニ二重ノ利益ニ依リ敵カ我動作ヲ察知シ之ニ対抗スルノ手段ヲ講セサルニ先チ克ク其ノ目的ヲ速成シ得ヘケレハナリ固軍ノ兵力益々増大シ其ノ機動力愈々減少セル今日ニ於テ特ニ然リトス……」

こうして、鉄道、自動車、電気通信等を補助の手段と位置づけた。

さらに、「我軍作戦ノ大方針カ攻勢作戦ニアルヤ固ヨリ言フ俟タス我国情及国民性ハ今次欧州戦ノ如キ長期ニ亘ル作戦ヲ不利トスルヤ亦明ナリ又現在ノ国力ハ将来ノ敵ニ対シ絶対的の優勢ヲ占ムルニ足ルノ兵力ヲ養成スルヲ許サス即チ吾人ハ寡兵ヲ以テ衆兵ニ対シ而モ短期間ニ之ヲ撃碎スルヲ要ス之カ為メ吾人ハ軍隊素質ノ向上ヲ努ムルハ勿論軍ノ機動力ヲ増進スヘキ方法ヲ講スルト共ニ固軍ノ上下ヲ一貫スル攻撃精神ノ充分ナル徹底ヲ図ラサルヘカラス……」として、速戦即決主義の立場を表している。

このように、田中は、総力戦という概念を、日露戦後の軍制改革の量的拡大程度にしか認識しておらず、国家生活の全能力が国防と戦争のために有機的に統合されるという状態を予想していない。のち

に国家総力戦計画策定に当って直接指導的役割を担うことになった石原莞爾は、1928(昭和3)年度陸軍大学校二年生のための講義「欧州大戦史」の中で、このことを、次のように批判している。

「日露戦争ノ僥倖的成功ト吾国情ノ戦争持久ニ不利ナル為メ且ツハ欧州軍事界ノ趨勢ニ盲従スルノ結果我國軍ハ益々速戦速決主義ニ重キヲ置ケリ。欧州大戦初期ニ於テスラ我軍事界ニ於テハ欧州ニ於ケル陣地戦ハ欧州人ノ勇氣足ラサル結果ナリト判断ヲ下シ益々猛烈ナル作戦ヲ称揚セリ。然ルニ大戦ノ末期ヨリ初メテ戦争持久ノ止ムナキヲ判断シ国家総動員其他之ニ関スル議論施設遂次発展ヲ見ルニ至レリ。」(角田順編「石原莞爾資料・国防論策」原書房。)

- 2) 「沿革史」下巻, p. 1142-p. 1144.
- 3) 大正12年改正草案によって、いわゆる「戦闘群方式」が取り入れられる。
- 4) 大正12年「歩兵射撃教範草案」では、「中隊戦闘射撃ヲ廃止シ小銃及輕機関銃ヨリ成ル小隊ノ戦闘射撃ヲ以テ限度トス」(「沿革史」下巻, p. 1162)とされた。
- 5) たとえば、1917(大正6)年、参謀本部第五課(支那課)兵要地誌班長であった小磯国昭少佐は、田中参謀次長に提出した「帝国国防資源 参謀本部」(小磯少佐私案)において、満15歳から50歳までの男子総数約2,700万人のうち三分の一にあたる900万人を総動員兵数としている。(小磯国昭「葛山鴻爪」p. 342)
- 6) 一年志願兵制度は、1879(明治22)年の徴兵令改正によって制定されたもので、中学校以上の官公立学校または文部大臣の認可を受けた学校卒業者で、在隊間の費用を自弁できる者に、普通ならば現役三年、予備四年、後備五年の計十二年の兵役を、現役一年、予備一年、後備五年の計七年ですませる有産者に対する特権的制度であった。

1904(明治37)年、日露戦争の動員を充すために、「一年志願兵条例」及同細則に全部改正が行なわれ、現役一年、予備役6年4ヶ月、後備役5ヶ年服役とし、その間毎年60日間自費参加で勤務演習に召集することを規定した。さらに同年再び改正があり、後備役服役を十年とした。

1911(明治44)年、現役一年満期前終末試験を受け、合格者は満期後軍曹に、翌年第一次勤務演習(30日間)を受け及第者は、曹長同相等官(予備役)に任じ、さらに翌年第二次勤務演習(30日間)を受け及第者は少尉に任せられることになっていた。(予備役服役期間六年四ヶ月、後備役服役期間十ヶ年は変っていない。)

- 7) 加藤一平『米国普通学校ノ軍事教育ノ実況及日本ノ学校ニ於ケル軍事教育ニ対スル私見』(偕行社記事)第502号、大正5年5月。
- 8) 陸軍少将山口圭蔵によれば、海軍は、1917年より三ヶ年計画で、弩級戦艦十隻、戦闘巡洋艦六隻、偵察巡洋艦十隻、水雷駆逐艦五十隻、大潜航艇九隻など、計百五十隻を新設。陸軍は、正規兵(常備軍)7万2千、民兵12万9千、計12万1千人であったものを、正規兵14万2千、民兵12万9千、大陸補充軍40万人計67万1千人に拡張したと紹介している。(山口著「欧州大戦と日本の将来」p. 443-p. 446。東京宝文館大正6年4月)
- 9) 東京高等師範学校助教授三橋喜久雄『体育上注意すべき一問題―体操科中教練につきて―』(「帝国教育」第419号、大正6年6月)。
- 10) この田中の論文は、「……第一次欧州大戦の教訓に基き、……国家百年の長計は、軍隊教育と国民教育との緊急なる連繫を確立するに在りと為し、次の如く所信を披瀝」したとして、「田中義一伝」上巻, p. 472-p. 482に亘って紹介されているものであるが、この論文が如何なる経緯で書かれたかは不明である。しかし、後に触れていくように、ここでまとめられた田中の軍事教育に対する要求は、ほぼ実現されて居り、この時期の軍の教育要求を集約したものとして重要であると考えられる。また、この論文の明確な執筆時期は不明であるが、文中に、「……大戦は今や第四年に入り……」とあるから1917年のものと推定でき、田中の参謀次長在任中の執筆にかかるものである。

以下の引用はすべて同書による。

- 11) 「沿革史」下巻, p. 358.
- 12) この問題はすでに、大正3年に、教育調査会において審議可決されているが、小論では触れない。
- 13) 「沿革史」上巻, p. 374-p. 375.
- 14) 「沿革史」上巻, p. 375-p. 376.
- 15) 一年志願の場合は、終末試験合格者が、軍曹に任ぜられる。合格者には「及第證書」が公布され、これによって、第1次勤務演習の受講資格とされた。一年現役兵は、一般的には「及第證書」は授与されな

いから、予備役将校とはなれない。

- 16) 「教育時論」第1252号『時事欄』、大正9年1月25日。

尚、当時小学校教師で奉任官になれたのは、1県3人まで、特別の事情ある道府県で10人までであった。(『発達史』第6巻, p. 545)

- 17) 田中義一「大處高處より」p. 18-p. 19, 兵書出版, 大正14年。

- 18) 「小学校令施行規則第七條第一項」の、大正8年3月29日改正後の条文は次のようであった。

第七條、無試験検査左ノ各号ノ一ニ該当ス者ニ就キ第八條(試験検定の場合の試験科目の指定—引用者—)及第十二條(准教員試験科目の指定—引用者—)ノ規定ニ対照シテ之ヲ行フ
一. 師範学校、中学校、高等女学校教員免許状若クハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者
二. 高等学校高等科又ハ大学予科ヲ卒ヘタル者
三. 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
四. 中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者
五. 公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者 (『発達史』第4巻, p. 80, 第5巻, p. 58, 及び, p. 123-p. 124)

- 19) 「教育時論」第1264号『時事欄』大正9年5月29日。

- 20) この処置は、一般的に教員不足が問題とされていた時期でもあり「一年現役兵制」による教員不足を補充するためとられたものではなかったかと思われるが、今のところ証拠はない。田中は、大正7年9月より大正10年6月まで原内閣の陸軍大臣であった。

- 21) 田中義一『在郷将校に小学校教員たらむことを勤む』「大處高處より」p. 17。以下の引用は、すべて同論文に依る。

- 22) この予備役将校の採用に対して、和歌山県の小学校教師中野伝一は「教育時論」(第1265号、大正9年6月)で『小学校教育の軍化を排す』と題し、次のように批判している。

- 「1. 軍隊教育と小学校教育は根本的にちがっている。
 2. 予備将校と云へば軍隊に於てさへ不適当として退職させたものであるから小学校では尚不適当であること
 3. 学識に於いても小学校教員として欠陥があること
 4. 予備将校に生活の^(マツ)保證を与へる為めの糊塗策として小学校教員に採用するのであるから小学校教育は犠牲となること。
- なほこれを軍人から見ても
5. 予備将校を侮辱したる方策であること
 6. 予備将校自身も小学校教員は余り望まぬこと」

また同誌の原田記者は、『短評』欄において、「……軍人を教育上に振りまわすことは厳禁である。軍人の仕事は人を殺すのであって、教師の仕事は人を生かすのである。両者は全く根本精神を異する……」

さらに、前出中野論文では、「大阪朝日」のコラムを次のように引用している。

「児童教育のやうな潑刺清新な人格を持って初めて効果を望まれる仕事を若い魂と若い身体のみが効果を挙げ得る仕事を陸軍でさへ使い古しと定められた人間に扱はせやうとは一寸解せない。軍隊の教育と小学校の教育とは全然異り、軍隊教育は規律の訓練である。一定の信条の体得が教育の主眼である。児童教育は人間能力の發揮にある生活に対する順応にある。一定の信条の体得ではなく如何なる信条を選ぶべきかの能力を賦与するにある。この点に於いて陸軍士官は現役将校と雖も尚小学校教員としては無能力者である。すくなくとも素人だ」

こうした批判の背景には、1916(大正5)年「中央公論」に発表された吉野作造のいわゆる「憲政論文」を契機とする「大正デモクラシー運動」の中からあがって来た「軍部批判」(微温的ではあったが)があった。「中央公論」「大阪朝日新聞」「東洋経済新報」などのジャーナリズムが、軍部を批判し、民衆と啓蒙するのに大きな役割をはたした。小論では指摘するだけにとどめておく。

- 23) 「東京朝日新聞」大正10年9月18日、28日付。

- 24) 「大日本帝国議会誌」第13巻, p. 1273.

- 25) 「東京朝日新聞」大正11年8月10日付。

- 26) 政友会は、第46議会(大正12年)に、憲政会、革新倶楽部の支持のもとに、第45議会の陸軍軍縮建

議案の実行をせまる決議案を上程しながら、自から、軍縮は終ったとして、この決議案を否決してしまった。

- 27) だからと言って、各党が軍縮要求をとり下げたと言うわけではない。「東京朝日新聞」大正13年8月18日付, 8月29日付, 9月19日付には、憲政会, 政友会, 革新倶楽部, 三派統一案がそれぞれ報じられている。各党の足並が揃わず統一案をもつことが出来なかった。
- 28) 大蔵省編「明治大正財政史」第1巻, p. 459-p. 460.
- 29) 「教育時論」第1366号『時事欄』大正12年3月25日。
- 30) 「創立六十年」p. 85-p. 86.
- 31) 「字垣一成文書」13。国会図書館憲政資料室蔵。以下の引用は、同文書による。
- 32) 「字垣一成日記」I. p. 464.
- 33) 「法令全書」昭和2年, 第4号, 法律四十七号。
- 34) 「兵役法施行令」第二十八条, 「法令全書」昭和2年, 第11号, 勅令第330号。
- 35) 「兵役法」第十条。
- 36) 「法令全書」昭和2年, 第11号, 勅令第331号。
- 37) 軍事普及会「最新 下士上等兵勤務」p. 5, 忠誠堂, 大正8年。
- 38) 「帝国教育」第508号, 大正13年12月。
- 39) 森有礼以来, 最も「軍国主義的教育」が普及していたと評価されて来た師範学校の体操科教員中の軍人出身者比率が最も低いのは注目される。文部省が, 明治33年師範学校教員免許状規程以来, 原則として無免許の教員を師範学校に採用することを禁止して来たことの反映であろう。